

所においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費に係る利用者が支払った利用者負担金の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。

第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項

1 通則

(1) 算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

（例）訪問介護（身体介護中心 30分以上1時間未満で402単位）

・3級ヘルパーの場合70%減算

$$402 \times 0.70 = 281.4 \rightarrow 281 \text{ 単位}$$

・3級ヘルパーで夜間早朝の場合

$$281 \times 1.25 = 351.25 \rightarrow 351 \text{ 単位}$$

* $402 \times 0.70 \times 1.25 = 351.75$ として四捨五入するのではない。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一元未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

（例）前記①の事例で、このサービスを月に5回提供した場合（地域区分は特別区）

$$453 \text{ 単位} \times 5 \text{ 回} = 2,265 \text{ 単位}$$

$$2,265 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ 円/単位} = 24,280.8 \text{ 円} \rightarrow 24,280 \text{ 円}$$

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

(2) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている者については、

所においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費に係る利用者が支払った利用者負担金の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。

第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項

1 通則

(1) 算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

（例）訪問介護（身体介護中心 20分以上30分未満で254単位）

・2級訪問介護員のサービス提供責任者を配置している場合、所定単位数の90%を算定

$$254 \times 0.9 = 228.6 \rightarrow 229 \text{ 単位}$$

・この事業所が特定事業所加算（Ⅲ）を算定している場合、所定単位数の10%を加算

$$229 \times 1.1 = 251.9 \rightarrow 252 \text{ 単位}$$

* $254 \times 0.9 \times 1.1 = 251.46$ として四捨五入するのではない。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一元未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

（例）前記①の事例で、このサービスを月に5回提供した場合（地域区分は特別区）

$$252 \text{ 単位} \times 5 \text{ 回} = 1,260 \text{ 単位}$$

$$1,260 \text{ 単位} \times 11.26 \text{ 円/単位} = 14,187.6 \text{ 円} \rightarrow 14,187 \text{ 円}$$

なお、サービスコードについては、介護職員処遇改善加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

(2) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている者については、

その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費及び小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。たとえば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。

なお、福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3) 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所（退院）日又は短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院日）に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むと

その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費及び複合型サービス費は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。例えば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない（利用者不在時の訪問サービスの取扱いについては、当該時間帯に通所サービスを利用するかどうかにかかわらず、同様である。）。

なお、福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3) 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所（退院）日又は短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院日）に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むと

いた居宅サービス計画は適正でない。また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保険施設若しくは居宅介護療養型医療施設の執行の退所を行っている場合には、外泊時又は執行の退所時に居宅サービスは算定できない。

(4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが必要である場合があり、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、適切なケアマネジメント（利用者について、その有する能力、既に提供を受けている措置居宅サービス等のその置かれていた環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること）をい。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、三十分以上一時間未満の訪問介護（身体介護）を中心の場合と訪問看護（指定訪問看護サービス）の場合とを同一時間帯に利用した場合、訪問介護については四百二単位、訪問看護については八百三十単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上位に位置づけられる。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に百分間訪問し、夫に五十分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に五十分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ四百二単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者が適宜所要時間を振り分けることとする。

(6) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条の定款上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の

いた居宅サービス計画は適正でない。また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保険施設若しくは居宅介護療養型医療施設の執行の退所を行っている場合には、外泊時又は執行の退所時に居宅サービスは算定できない。

また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保険施設若しくは居宅介護療養型医療施設の執行の退所を行っている場合には、外泊時又は執行の退所時に居宅サービスは算定できない。

(1) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが必要である場合があり、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、適切なケアマネジメント（利用者について、その有する能力、既に提供を受けている措置居宅サービス等のその置かれていた環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること）をい。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、三十分以上一時間未満の訪問介護（身体介護）を中心の場合と訪問看護（指定訪問看護サービス）の場合とを同一時間帯に利用した場合、訪問介護については四百二単位、訪問看護については八百三十単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上位に位置づけられる。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に百分間訪問し、夫に五十分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に五十分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ四百二単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者が適宜所要時間を振り分けることとする。

(6) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条の定款上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の

いた居宅サービス計画は適正でない。また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保険施設若しくは居宅介護療養型医療施設の執行の退所を行っている場合には、外泊時又は執行の退所時に居宅サービスは算定できない。

また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保険施設若しくは居宅介護療養型医療施設の執行の退所を行っている場合には、外泊時又は執行の退所時に居宅サービスは算定できない。

(1) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが必要である場合があり、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、適切なケアマネジメント（利用者について、その有する能力、既に提供を受けている措置居宅サービス等のその置かれていた環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること）をい。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、三十分以上一時間未満の訪問介護（身体介護）を中心の場合と訪問看護（指定訪問看護サービス）の場合とを同一時間帯に利用した場合、訪問介護については四百二単位、訪問看護については八百三十単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上位に位置づけられる。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に百分間訪問し、夫に五十分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に五十分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ四百二単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者が適宜所要時間を振り分けることとする。

(6) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条の定款上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の

いた居宅サービス計画は適正でない。また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保険施設若しくは居宅介護療養型医療施設の執行の退所を行っている場合には、外泊時又は執行の退所時に居宅サービスは算定できない。

また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保険施設若しくは居宅介護療養型医療施設の執行の退所を行っている場合には、外泊時又は執行の退所時に居宅サービスは算定できない。

(1) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが必要である場合があり、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、適切なケアマネジメント（利用者について、その有する能力、既に提供を受けている措置居宅サービス等のその置かれていた環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること）をい。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、三十分以上一時間未満の訪問介護（身体介護）を中心の場合と訪問看護（指定訪問看護サービス）の場合とを同一時間帯に利用した場合、訪問介護については四百二単位、訪問看護については八百三十単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上位に位置づけられる。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に百分間訪問し、夫に五十分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に五十分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ四百二単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者が適宜所要時間を振り分けることとする。

(6) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条の定款上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の

注2の「身体介護」とは、利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助であり、一人の利用者に対して訪問介護員等が対一で行うものをいう。(特別な事情により複数の利用者に対して行う場合は、一回の身体介護の所要時間を一回の利用者の人数で除した結果の利用者一人当たりの所要時間が(4)にいう要件を満たすこと。)その具体例としては、例えば、「食事介助」の場合には、食事摂取のための介助のみならず、そのための一連の行為(例：声かけ・説明→訪問介護員等自身の手洗等→利用者の手拭き、エプロン掛け等の準備→食事姿勢の確保→配膳→おかずをきざむ、つぶす等→摂食介助→食後安楽な姿勢に戻す→気分の確認→食べこぼしの処理→エプロン・タオルなどの後始末・下膳など)が該当するものであり、具体的な運用にあたっては、利用者の自立支援に資する観点からサービスの実態を踏まえた取扱いとすること。(具体的な取扱いは「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成十二年三月十七日老計第十号)を参照すること。)

また、「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門的な相談助言を言うこと。

注3の「生活援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされたが、次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。(具体的な取扱いは「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成十二年十一月十六日老振第七十六号)を参照すること。)

注2の「身体介護」とは、利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助であり、一人の利用者に対して訪問介護員等が対一で行うものをいう。(特別な事情により複数の利用者に対して行う場合は、一回の身体介護の所要時間を一回の利用者の人数で除した結果の利用者一人当たりの所要時間が(4)にいう要件を満たすこと。)その具体例としては、例えば、「食事介助」の場合には、食事摂取のための介助のみならず、そのための一連の行為(例：声かけ・説明→訪問介護員等自身の手洗等→利用者の手拭き、エプロン掛け等の準備→食事姿勢の確保→配膳→おかずをきざむ、つぶす等→摂食介助→食後安楽な姿勢に戻す→気分の確認→食べこぼしの処理→エプロン・タオルなどの後始末・下膳など)が該当するものであり、具体的な運用にあたっては、利用者の自立支援に資する観点からサービスの実態を踏まえた取扱いとすること。(具体的な取扱いは「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成十二年三月十七日老計第十号)を参照すること。)

また、「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門的な相談助言を言うこと。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)の業務を行うための登録を受けている事業所が、指定訪問介護として行うたんの吸引等に係る報酬上の区分については「身体介護」として取り扱うこと。

注3の「生活援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされたが、次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。(具体的な取扱いは「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成十二年十一月十六日老振第七十六号)を参照すること。)

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の援助に該当しない行為
 - ・ 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
- ③ 日常生活の援助に該当しない行為
 - ・ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - ・ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

(2) 訪問介護の区分

訪問介護の区分については身体介護が中心である場合(以下「身体介護中心型」という。)、生活援助が中心である場合(以下「生活援助中心型」という。)の二区分とされたが、これらの型の適用に当たっては、一回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するような場合について、全体としていずれかの型の単位数を算定するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、三十分を一単位として、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする(③に詳述)。この場合、身体介護のサービス行為の一連の流れを細かく区分しないよう留意すること。例えば、「食事介助」のサービス行為の一連の流れに配下膳が含まれている場合に、当該配下膳の行為だけをもってして「生活援助」の一つの単独行為として取り扱わない。

いずれの型の単位数を算定するかを判断する際は、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を

- ① 比較的手間のかからない体位変換、移動介助、移乗介助、起床介助(寝床から起こす介助)、就寝介助(寝床に寝かす介助)等の「動作介護」
- ② ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」
- ③ さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」

に大きく分類することとし、その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の援助に該当しない行為
 - ・ 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
- ③ 日常生活の援助に該当しない行為
 - ・ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - ・ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

(2) 訪問介護の区分

訪問介護の区分については身体介護が中心である場合(以下「身体介護中心型」という。)、生活援助が中心である場合(以下「生活援助中心型」という。)の二区分とされたが、これらの型の適用に当たっては、一回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するような場合について、全体としていずれかの型の単位数を算定するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする(③に詳述)。この場合、身体介護のサービス行為の一連の流れを細かく区分しないよう留意すること。例えば、「食事介助」のサービス行為の一連の流れに配下膳が含まれている場合に、当該配下膳の行為だけをもってして「生活援助」の一つの単独行為として取り扱わない。

いずれの型の単位数を算定するかを判断する際は、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を

- ① 比較的手間のかからない体位変換、移動介助、移乗介助、起床介助(寝床から起こす介助)、就寝介助(寝床に寝かす介助)等の「動作介護」
- ② ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」
- ③ さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」

に大きく分類することとし、その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の

心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意することともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定するものであること。

① 身体介護中心型の所定単位数が算定される場合

- 専ら身体介護を行う場合
- 専ら「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合
- (例) 簡単な調理の後(五分程度)、食事介助を行う(五分程度)場合(所要時間三十分以上一時間未満の身体介護中心型)。
- 生活援助中心型の所定単位数が算定される場合
- 生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合
- 生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合
- (例) 利用者の居室から居室までの移動介助を行った後(五分程度)、居室の掃除(五分程度)を行う場合(所要時間三十分以上一時間未満の生活援助中心型)。
- なお、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できない。

(3) 一回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合

③ 一回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合

の取扱い

一回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、専らサービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする。なお、身体介護中心型の単位数に七十分以上で二百五十単位を加算する方式となるが、一回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基き判断するため、実際のサービスの提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。

(例) 寝たきりの利用者の体位変換を行いつながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとって

もらった後、居室の掃除を行う場合(所要時間一時間以上一時間30分未満)。

【従来の取扱い】複合型一時間以上一時間30分未満を算定(見直し後の取扱い)「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に以下のいずれかの組み合わせを算定

- 身体介護中心型30分未満(254単位) + 生活援助加算30分(83単位) × 2
- 身体介護中心型30分以上一時間未満(402単位) + 生活援助加算30分(83単位) × 1

(この場合、身体介護中心型(30分未満又は30分以上一時間未満)と生活援助中心型(30分以上一時間未満)に分けて、それぞれ算定することはできない。)

(4) 訪問介護の所要時間

① 訪問介護の所要時間については、訪問介護計画においては、同計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間を明示することから、実際に行われた指定訪問介護の所要時間については、同計画に明示された時間とする。

② 所要時間三十分未満の身体介護中心型を算定する場合の所要時間については、二十分以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供される指定訪問介護にあってはこの限りである。

③ 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に一回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護から概ね二時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、所要時間を合算するものとする。なお、この取扱いについては、所要時間が訪問介護費の算定要件を満たす指定訪問介護に限り適用されるものとする。

心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意することともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定するものであること。

① 身体介護中心型の所定単位数が算定される場合

- 専ら身体介護を行う場合
- 専ら「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合
- (例) 簡単な調理の後(五分程度)、食事介助を行う(五分程度)場合(所要時間三十分以上一時間未満の身体介護中心型)。
- 生活援助中心型の所定単位数が算定される場合
- 専ら生活援助を行う場合
- 生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合
- (例) 利用者の居室から居室までの移動介助を行った後(五分程度)、居室の掃除(三十五分程度)を行う場合(所要時間三十分以上四十五分未満の生活援助中心型)。
- なお、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できない。

(3) 一回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合

の取扱い

一回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、専らサービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする。なお、身体介護中心型の単位数に七十分以上で二百五十単位を加算する方式となるが、一回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基き判断するため、実際のサービスの提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。

(例) 寝たきりの利用者の体位変換を行いつながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとって

もらった後、居室の掃除を行う場合

【具体的な取扱い】「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に以下のいずれかの組み合わせを算定

- 身体介護中心型30分未満(254単位) + 生活援助加算45分(140単位)
- 身体介護中心型30分以上一時間未満(402単位) + 生活援助

加算20分(70単位)

なお、二十分未満の身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、引き続き行われる生活援助の単位数を加算することはできない。(緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。)

(4) 訪問介護の所要時間

① 訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。

② 訪問介護の報酬については、①により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間が、いずれの時間区分に該当するものをもって決定されるものである。訪問介護の所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びバイアスメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時に、は硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって、実際に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。

③ 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に一回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護から概ね二時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする。なお、この取扱いについては、所要時間が訪問介護費の算定要件を満たす指定訪問介護(二十分未満の身体介護中心型を算定する場合及び緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。)に

- ④ 所要時間が訪問介護費の算定要件を満たさない指定訪問介護（身体介護中心型の所要時間が二十分未満（②のただし書に該当する場合を除く。）又は生活援助中心型の所要時間が三十分未満の場合）については、訪問介護費の算定対象とならないが、こうした所定時間数未満の訪問介護であっても、複数回にわたる訪問介護を一連のサービス行為とみなすことが可能な場合に限り、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して一回の訪問介護として算定できる。例えば、午前に訪問介護員等が診察券を窓口に出し（所要時間三十分未満）、昼に通院介助を行い、午後に薬を受け取りに行く（所要時間三十分未満）とした場合には、それぞれの所要時間は三十分未満であるため、それぞれを生活援助（所要時間三十分以上一時間未満）として算定できないが、一連のサービス行為（通院介助）とみなして所要時間を合計し、一回の訪問介護（身体介護中心型に引き続き生活援助を行う場合）として算定できる。
- ⑤ 訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、②のただし書及び④の規定にかかわらず、訪問介護費は算定できないものとする。
- ⑥ 一人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、一回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定することはできない。

限り適用されるものとする。

- ④ 所要時間が訪問介護費の算定要件を満たさない指定訪問介護（身体介護中心型の所要時間が二十分未満（日中に行われる⑤の①から④のいずれかに該当しない指定訪問介護であって、緊急時訪問介護加算が算定されないものに限る。）又は生活援助中心型の所要時間が二十分未満の場合）については、訪問介護費の算定対象とならないが、こうした所定時間数未満の訪問介護であっても、複数回にわたる訪問介護を一連のサービス行為とみなすことが可能な場合に限り、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して一回の訪問介護として算定できる。例えば、午前に訪問介護員等が診察券を窓口に出し（所要時間二十分未満）、昼に通院介助を行い、午後に薬を受け取りに行く（所要時間二十分未満）とした場合には、それぞれの所要時間は二十分未満であるため、それぞれを生活援助（所要時間二十分以上四十五分未満）として算定できないが、一連のサービス行為（通院介助）とみなして所要時間を合計し、一回の訪問介護（身体介護中心型に引き続き生活援助を行う場合）として算定できる。
- ⑤ 訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、④の規定にかかわらず、訪問介護費は算定できないものとする。
- ⑥ 一人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、一回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定することはできない。
- ⑤ 二十分未満の身体介護の算定について
所要時間二十分未満の身体介護中心型の単位の算定については、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供される指定訪問介護の場合及び日中の時間帯において提供される指定訪問介護のうち、次の各号に掲げるいずれにも該当する場合に限ること。
- ① 要介護三、要介護四及び要介護五の利用者であって、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成三年十一月十八日老健百二一二号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）におけるランクB以上に該当するものに對して提供される指定訪問介護であること。この場合、当該自

- 11 -

立度の取扱いについては、第二の1の(7)に定める「認知症高齢者の日常生活自立度」の取扱いに準じること。

- ② ①の要件を満たす利用者を担当する介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、一週間のうち五日以上の二十分未満の身体介護の提供が必要と判断されたものに対して提供される指定訪問介護であること。この場合、当該サービス担当者会議については、当該指定訪問介護の提供日の属する月の前三月の間に一度以上開催され、かつ、サービス提供責任者が参加していなければならないこと。なお、一週間のうち五日以上の日の計算に当たっては、日中の時間帯のサービスのみに限らず、夜間、深夜及び早朝の時間帯のサービスも含めて差し支えないこと。
- ③ 当該指定訪問介護を提供する指定訪問介護事業所は、営業日として毎日を、営業時間として最低でも午前六時から午後十時までの時間帯を含む時間帯を運営規程において定めており、かつ、二十四時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる体制にあるものでなければならない。
また、利用者又はその家族等からの連絡に対応する職員は、営業時間中においては当該事業所の職員が一以上配置されていなければならないが、当該職員が利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に対して指定訪問介護を提供することも差し支えない。また、営業時間以外の時間帯については、併設する事業所等の職員又は自宅待機中の当該指定訪問介護事業所の職員であって差し支えない。
- ④ 当該指定訪問介護を提供する指定訪問介護事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているもの又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受ける計画を策定しているものでなければならないこと。
- ⑤ ③及び④の事項については届出を要することとされており、日中における二十分未満の身体介護中心型の算定を開始する時期については、第一の1の(5)の取扱いに準じること。
①から⑤までに掲げる要件については、日中の時間帯に提供される二十分未満の身体介護中心型を算定する場合に適用されるものであり、夜間、深夜及び早朝については、すべての指定

- 12 -

- 230 -

-246-

を算定することのできる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

② 複数の要介護者に「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合であって、乗降時に一人の利用者に対して一対一で行った場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。

③ 利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。

④ サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」及び「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。

⑤ また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合、算定対象となるものであり、これら移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

⑥ 「通院等のための乗車又は降車の介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」及び「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を一通りのサービス行為として含むものであり、別々のための乗車又は降車の介助」に含まれるものであり、別に「身体介護中心型」として算定できない。

なお、一人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して

⑤ 「生活援助中心型」の単位を算定する場合
注3において「生活援助中心型」の単位を算定することのできる場合として、「利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画等に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対処して、その解決に必要であったサービスの内容と、その方針を明確に記載する必要がある。

⑥ 「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定する場合
① 指定訪問介護事業者が注4の「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定できない。② 「身体介護中心型」の所定単位数を算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのものすなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は、引き継ぎ、評価しない。

⑦ 注4において「通院等乗降介助」の単位を算定することので

訪問介護事業所において二十分未満の身体介護中心型の単位を算定できることに留意すること。

なお、二十分未満の身体介護中心型について、下限となる所要時間を定めてはいないが、本時間区分により提供されるサービスに於いては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を提供することを想定しており、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。

また、いずれの時間帯においても二十分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き継ぎ生活援助を行うことは認められない（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）ことに留意すること。

⑧ 「生活援助中心型」の単位を算定する場合
注3において「生活援助中心型」の単位を算定することのできる場合として、「利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画等に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対処して、その解決に必要であったサービスの内容と、その方針を明確に記載する必要がある。

⑨ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合
① 指定訪問介護事業者が注4の「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定できない。② 「身体介護中心型」の所定単位数を算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのものすなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は、引き継ぎ、評価しない。

⑩ 注4において「通院等乗降介助」の単位を算定することので

きる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

⑪ 複数の要介護者に「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合であって、乗降時に一人の利用者に対して一対一で行った場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。

⑫ 利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。

⑬ サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」及び「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。

⑭ また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合、算定対象となるものであり、これら移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

⑮ 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」及び「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を一通りのサービス行為として含むものであり、別々のための乗車又は降車の介助」に含まれるものであり、別に「身体介護中心型」として算定できない。

なお、一人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して

「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合も、一回の「通院等のための乗車又は降車の介助」として算定し、訪問介護員等ごとに細かく区分して算定できない。

- ⑦ 「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、
 - ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
 - イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
 - ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要がある。

⑧ 「通院等のための乗車又は降車の介助」と「身体介護中心型」の区分

要介護四又は要介護五の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（二十～三十分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助」の所定単位数は算定できない。

(例) (乗車の介助の前に連続して) 寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

⑨ 「通院等のための乗車又は降車の介助」と通所サービス・短期入所サービスの「送迎」の区分

通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合は、当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定することとし（通所サービスは基本単位に包括）、「通院等のための乗車又は降車の介助」は算定できない。

⑩ 三級ヘルパーによる訪問介護の実施について

- ① 三級ヘルパーにより提供された指定訪問介護については、平

「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合も、一回の「通院等乗降介助」として算定し、訪問介護員等ごとに細かく区分して算定できない。

- ⑦ 「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、
 - ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
 - イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
 - ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要がある。

⑧ 「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」の区分

要介護四又は要介護五の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（二十～三十分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

(例) (乗車の介助の前に連続して) 寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

⑨ 「通院等乗降介助」と通所サービス・短期入所サービスの「送迎」の区分

通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合は、当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定することとし（通所サービスは基本単位に包括）、「通院等乗降介助」は算定できない。

⑩ 二級課程修了者であるサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所の減算について

- ① 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する

成二十一年三月三十一日をもって、原則として訪問介護費の算定を行わないとしたところである。ただし、現に指定訪問介護に従事している者については、最終的な周知及び円滑な移行を図る観点から、介護福祉士の資格取得又は二級ヘルパー研修等の受講をすべき旨を、指定訪問介護事業所が当該者に対して通知した場合に限り、平成二十二年三月三十一日までの間は、訪問介護費の算定ができることとしたところである。従って、平成二十二年四月一日以降は、これらの通知を受けた者を含め、三級ヘルパーによる訪問介護費の算定は行うことができなくなること十分に留意すること。

- ② 厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号。以下「二十三号告示」という。）第一号及び厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号。以下「二十五号告示」という。）第一号において「訪問介護員として雇用」とあるのは、二十五号告示第二号イ(一)の「登録型の訪問介護員等」として指定訪問介護事業所に登録している場合を含むものとする。

- ③ 三級ヘルパーに対して行う二十五号告示第一号の「通知」は必ずしも書面による必要はなく、電子メール等によることも差し支えないが、通知内容及び通知を行った事実について記録しなければならぬ。また、当該通知は単に事業所内に掲示するものではなく、該当するすべての三級ヘルパーに対し、個別に行うことを要するものとする。なお、通知は原則として、平成二十一年四月末までに行うものとする。

- ④ 訪問介護計画上、三級ヘルパーにより指定訪問介護が提供されることとされている場合に、事業所の事情により三級ヘルパー以外の訪問介護員等により指定訪問介護が提供される場合に

基準について（平成十一年九月十七日老企第二十五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、「サービス提供責任者の任用要件として、「三年以上介護等の業務に従事した者であって、二級課程を修了したもの」を定めているところであるが、この要件については暫定的なものである」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、二級課程修了者であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る訪問介護費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定訪問介護事業所は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。

- ② 平成二十四年三月三十一日現在、現にサービス提供責任者として従事している者については、その処遇に配慮する観点から、介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員基礎研修若しくは一般ヘルパー研修の修了が「確実に見込まれる」旨を都道府県知事に届け出た場合は、平成二十五年三月三十一日までの間に限り減算の適用を受けないこととする経過措置を設けたところであるが、当該経過措置の適用を受けようとする指定訪問介護事業所は、当該職員の介護福祉士の受験又は実務者研修等の受講意思を文書で確認し、当該受験又は受講時期の見込みを記載した書面を作成し保管しなければならないこと。なお、当該サービス提供責任者が育児休業、介護休業又は病気休業の期間中である場合の、当該文書及び書面の作成については、当該育児休業等の終期（当該終期が経過措置の対象期間である場合に限り。）までに行うことと差し支えない。

- ③ ②の経過措置の適用を受けようとする事業所においては、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に対する届出を平成二十四年四月末日までに行うものとする。

- ④ ②の経過措置に係るサービス提供責任者が同一法人（グループ法人及び事業承継した場合の承継先法人を含む。）内の他の指定訪問介護事業所に異動した場合についても、当該経過措置

については、所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を算定すること。

10 二人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等

① 二人の訪問介護員等による訪問介護

二人の訪問介護員等による訪問介護について、所定単位数の百分の二百に相当する単位数が算定される場合のうち、二十三名が二名の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等

一人がそれ以外の者である場合については三級ヘルパーとして、二人の訪問介護員等のうち一人が三級ヘルパーである場合の取扱い

11 特別地域訪問介護加算の取扱い

注10の「その一部として使用される事務所」とは、待機や通算

は適用されること。この場合において、②により作成した文書及び書面については、当該他の指定訪問介護事業所で保管し、当該他の指定訪問介護事業所は速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。

11 指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い

注7における「同一の建物」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を構有するものであり、具体的には、当該建築物の一部に指定訪問介護事業所がある場合や、当該建物と壁り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問介護事業所の指定訪問介護事業者と異なる場合であっても該当すること。

② 前年度一月当たりの実利用者
厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第一〇号。以下「告示」という。）第一号の「前年度一月当たりの実利用者の数」の計算に当たっては、前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。）（三月を除く。）の各月の実利用者（月の末日に占いて当該指定訪問介護事業所と同一の建物に居住しており、かつ、当月に当該事業所が指定訪問介護の提供を行った者を含む。）の実人数を合計し、指定訪問介護の事業を実施した月（指定訪問介護を提供した月に限る。）数で除した数（端数切り捨て）をいう。とする。したがって、年度途中に事業を開始した事業所は当該事業開始年度には、三月に事業を開始した事業所は当該事業開始年度の翌年度には、本減算は適用されないが、前年度（三月を除く。）の実績が一月以上ある事業所には本減算の適用があり得ること。

③ ②の実利用者については、当該指定訪問介護事業所が、指定介護予防訪問介護の利用者を含めて計算すること。

12 二人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等
利用者に限られることに留意すること。
二人の訪問介護員等による訪問介護について、所定単位数の百分の二百に相当する単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める利用者等（平成二十四年厚生労働省告示第一〇号。以下「告示」という。）第二号の内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、同者への場合として、例えば、エレベーターのない建物の二階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に二人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、所定単位数の百分の二百に相当する単位数は算定されない。
なお、通院・外出介助において、一人の訪問介護員等が車に同乗して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行う場合には、当該車両を運転するもう一人の訪問介護員等は別に「通院等乗車介助」を算定することはできない。
13 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い
居宅サービス計画又は訪問介護計画、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとする。なお、利用時間が常時時間にかたまり、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合が二割未満の場合は、当該加算は算定できない。
14 特別地域訪問介護加算について
注11の「その一部として使用される事務所」とは、待機や通算

の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という）を指し、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象となるものであること。

サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする訪問介護員等を明確にするとともに、当該サテライト事業所からの提供した具体的なサービスの内容等の記録を別に行い、管理すること。

13 注11の取扱い

- ① 12を参照のこと。
- ② 延訪問回数は前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。）（三月を除く。）の一月当たりの平均延訪問回数をいうものとする。
- ③ 前年度の実績が六月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の三月における一月当たりの平均延訪問回数をを用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。
平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の回数を上回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。
- ④ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

14 注12の取扱い

注12の加算を算定する利用者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第二十条第三項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

15 特定事業所加算

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

- ① 体制要件

の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という）を指し、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象となるものであること。

サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする訪問介護員等を明確にするとともに、当該サテライト事業所からの提供した具体的なサービスの内容等の記録を別に行い、管理すること。

15 注12の取扱い

- ① 14を参照のこと。
- ② 延訪問回数は前年度（三月を除く。）の一月当たりの平均延訪問回数をいうものとする。
- ③ 前年度の実績が六月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の三月における一月当たりの平均延訪問回数をを用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。
平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の回数を上回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。
- ④ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

16 注13の取扱い

注13の加算を算定する利用者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第二十条第三項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

17 特定事業所加算について

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

- ① 体制要件

イ 計画的な研修の実施

二十五号告示第二号イ(1)の「訪問介護員等ごとに研修計画の作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

ロ 会議の定期的開催

同号イ(2)イの「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

ハ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

同号イ(2)ロの「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

イ 計画的な研修の実施

厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第〇号。以下「〇号告示」という。）第二号イ(1)の「訪問介護員等ごとに研修計画の作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

ロ 会議の定期的開催

同号イ(2)イの「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

ハ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

同号イ(2)ロの「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、一日のうち、同一の訪問介護員が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

④ 割合の計算方法

②イの職員の割合及び③の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が六月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

10 緊急時訪問介護加算の取扱い

① 「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから二十四時間以内に行った場合をいうものとする。

② 当該加算は、一回の要請につき一回を限度として算定できるものとする。

③ 緊急時訪問介護加算は、サービス提供責任者が、事前に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算されるものであるが、やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前の連携が図れない場合に、指定訪問介護事業所により緊急に身体介護中心型の訪問介護が行われた場合であって、事後に介護支援専門員によって、当該訪問が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。

④ 当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、利用者又

く、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

④ 割合の計算方法

②イの職員の割合及び③の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が六月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

10 緊急時訪問介護加算について

① 「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない（当該指定訪問介護を提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるものをいう。）訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから二十四時間以内に行った場合をいうものとする。

② 当該加算は、一回の要請につき一回を限度として算定できるものとする。

③ 緊急時訪問介護加算は、サービス提供責任者が、事前に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算されるものであるが、やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前の連携が図れない場合に、指定訪問介護事業所により緊急に身体介護中心型の訪問介護が行われた場合であって、事後に介護支援専門員によって、当該訪問が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。

④ 当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、利用者又

はその家族等からの要請内容から、当該訪問介護に要する標準的な時間を、介護支援専門員が判断する。なお、介護支援専門員が、実際に行われた訪問介護の内容を考慮して、所要時間を変更することは差し支えない。

⑤ 当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、(4)②及び③の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が二十分未満であっても、三十分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる訪問介護と当該訪問介護の前後に行われた訪問介護の間隔が二時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はない）ものとする。

⑥ 緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、指定居宅サービス基準第十九条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

11 初回加算の取扱い

① 本加算は、利用者が過去二月に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものである。

② サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、指定居宅サービス基準第十九条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

はその家族等からの要請内容から、当該訪問介護に要する標準的な時間を、介護支援専門員が判断する。なお、介護支援専門員が、実際に行われた訪問介護の内容を考慮して、所要時間を変更することは差し支えない。

⑤ 当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、(4)③及び⑤の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が二十分未満であっても、三十分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる訪問介護と当該訪問介護の前後に行われた訪問介護の間隔が二時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はない）ものとする。

⑥ 緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、指定居宅サービス基準第十九条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

12 初回加算について

① 本加算は、利用者が過去二月に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものである。

② サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、指定居宅サービス基準第十九条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

20 生活機能向上連携加算について

① 「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めたものでなければならない。

② ①の訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテ

3 訪問入浴介護費

- (1) 看護、介護職員の見回り、訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員として算入することができるものであること。例えば、訪問する三人の職員のうち二人が看護職員であつても差し支えないこと。
- (2) 利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、訪問入浴介護の提供に当たる三人の職員のうち、

3 訪問入浴介護費

- (1) 看護、介護職員の見回りについては、人員の算定上、看護職員を介護職員として算入することができるものであること。例えば、訪問する三人の職員のうち二人が看護職員であつても差し支えないこと。
- (2) 利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、訪問入浴介護の提供に当たる三人の職員のうち、

3 訪問入浴介護費

- (1) 看護、介護職員の見回りについては、人員の算定上、看護職員を介護職員として算入することができるものであること。例えば、訪問する三人の職員のうち二人が看護職員であつても差し支えないこと。
- (2) 利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、訪問入浴介護の提供に当たる三人の職員のうち、

3 訪問入浴介護費

- (1) 看護、介護職員の見回りについては、人員の算定上、看護職員を介護職員として算入することができるものであること。例えば、訪問する三人の職員のうち二人が看護職員であつても差し支えないこと。
- (2) 利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、訪問入浴介護の提供に当たる三人の職員のうち、

3 訪問入浴介護費

- (1) 看護、介護職員の見回りについては、人員の算定上、看護職員を介護職員として算入することができるものであること。例えば、訪問する三人の職員のうち二人が看護職員であつても差し支えないこと。
- (2) 利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、訪問入浴介護の提供に当たる三人の職員のうち、

3 訪問入浴介護費

- (1) 看護、介護職員の見回りについては、人員の算定上、看護職員を介護職員として算入することができるものであること。例えば、訪問する三人の職員のうち二人が看護職員であつても差し支えないこと。
- (2) 利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、訪問入浴介護の提供に当たる三人の職員のうち、

看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に百分の九十五を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。

- (3) 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い
実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を算定できる。

- (4) 注5の取扱い
訪問介護と同様であるので、2の10②から④までを参照されたい。

- (5) 注6の取扱い
訪問介護と同様であるので、2の10を参照されたい。

- (6) サービス提供体制強化加算の取扱い

① 研修について

訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

同号イ(2)ロの「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項につ

看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に百分の九十五を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。

- (3) 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い
実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を算定できる。

- (4) 指定訪問入浴介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い

訪問介護と同様であるので、2の10を参照されたい。

- (5) 注6の取扱い
訪問介護と同様であるので、2の10②から④までを参照されたい。

- (6) 注7の取扱い
訪問介護と同様であるので、2の10を参照されたい。

- (7) サービス提供体制強化加算について

① 研修について

訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

同号イ(2)ロの「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項につ

いて、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 健康診断等について

同号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも一年以内ごとに一回、事業主の費用負担により実施しなければならない。平成二十一年度については、当該健康診断等が一年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。また、年度途中から新規に事業を開始する場合においても、同様の取扱いとする。

- ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算法により算出した前年度（三月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、平成二十一年度の一年間においてはすべての事業所について、平成二十二年度以降においては前年度の実績が六月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてののみ、届出日の属する月の前三月について、常勤換算法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者としてすること。

- ⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

- ⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

いて、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 健康診断等について

同号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも一年以内ごとに一回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が一年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

- ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算法により算出した前年度（三月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者としてすること。

- ⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

- ⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

4) 理学療法士等の訪問について
 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この項において「理学療法士等」という。）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち、医師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二四三号）の規定に基づき、言語聴覚士法（昭和二十三年法律第二四三号）の範囲内において実施されることとされている。また、言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第四十二条第一項に規定されていることとされている。診療の補助行為（言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第四十二条第一項）に属する。

4) 訪問看護
 (1) 「通院が困難な利用者」に対して給付すること
 訪問看護費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支障が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合は訪問看護費を算定できるものである。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきである。
 (2) 訪問看護指示の有効期間について
 訪問看護費は、訪問看護サービスにあっては、主治の医師の判断に基づいて交付（二か所以上の訪問看護サービス）からの訪問看護の場合は各訪問看護サービス（二つに交付）された指示書の有効期間内に訪問看護を行った場合に算定する。なお、医療機関にあっては、指示を行う医師の診療の日から一月以内に行われた場合に算定する。別の医療機関の医師から診療情報提供を受けて、訪問看護を実施した場合には、診療情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から一月以内に行われた場合に算定する。訪問看護を実施した場合には、診療情報提供を受けた医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から一月以内に行われた場合に算定する。
 (3) 二十分未満の訪問の算定について
 二十分未満の訪問は、日中等の訪問における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものである。したがって、居宅サービス計画又は訪問看護計画において二十分未満の訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、二十分以上の訪問看護を一回以上含む設定とすること。なお、二十分未満の訪問看護は、訪問看護を二十四時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の算出を算定している場合に算定可能である。
 (4) 訪問看護は在宅の要介護者の生活パターンや看護の必要性に合わせ提供されるべきであることから、単に長時間の訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではない。そのため、次のように取扱いとして行うこと。
 (1) 前回提供した訪問看護から概ね二時間未満の間隔で訪問看護を行う場合（利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算するものとする。
 (2) 一人の看護職員又は理学療法士等（理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士をいう。以下4において同じ。）が訪問看護を行った後に、続いて同じ種類の別の看護職員又は理学療法士等が続けて訪問看護を提供した場合（看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の看護職員が訪問看護を行う場合）も、所要時間を合算することとする。なお、看護職員による訪問看護に含まれる場合には、当該訪問看護費は、看護職員による訪問看護費又は理学療法士等の訪問看護費を算定する。また、看護職員又は理学療法士等の訪問看護を行った後に、一人の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を行った後に、続いて他の種類の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を実施した場合（看護職員が訪問看護を行った後に別の理学療法士等が訪問看護を行う場合など）は職種ごとに算定される。
 (3) なお、一人の利用者に対して、連続して訪問看護を提供する必要があるについては、適切なケアマネジメントに基づき判断すること。
 (4) 理学療法士等の訪問について
 ① 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち、医師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二四三号）の範囲内において実施されることとされている。また、言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第四十二条第一項に規定されていることとされている。診療の補助行為（言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第四十二条第一項）に属する。

4) 訪問看護
 (8) 介護職員処遇改善加算について
 訪問介護と同様であるので、2の例を参照されたい。
 (1) 「通院が困難な利用者」について
 訪問看護費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支障が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合は訪問看護費を算定できるものである。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきである。
 (2) 訪問看護指示の有効期間について
 訪問看護費は、訪問看護サービスにあっては、主治の医師の判断に基づいて交付（二か所以上の訪問看護サービス）からの訪問看護の場合は各訪問看護サービス（二つに交付）された指示書の有効期間内に訪問看護を行った場合に算定する。なお、医療機関にあっては、指示を行う医師の診療の日から一月以内に行われた場合に算定する。別の医療機関の医師から診療情報提供を受けて、訪問看護を実施した場合には、診療情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から一月以内に行われた場合に算定する。
 (3) 二十分未満の訪問の算定について
 二十分未満の訪問は、日中等の訪問における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものである。したがって、居宅サービス計画又は訪問看護計画において二十分未満の訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、二十分以上の訪問看護を一回以上含む設定とすること。なお、二十分未満の訪問看護は、訪問看護を二十四時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の算出を算定している場合に算定可能である。
 (4) 訪問看護は在宅の要介護者の生活パターンや看護の必要性に合わせ提供されるべきであることから、単に長時間の訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではない。そのため、次のように取扱いとして行うこと。
 (1) 前回提供した訪問看護から概ね二時間未満の間隔で訪問看護を行う場合（利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算するものとする。
 (2) 一人の看護職員又は理学療法士等（理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士をいう。以下4において同じ。）が訪問看護を行った後に、続いて同じ種類の別の看護職員又は理学療法士等が続けて訪問看護を提供した場合（看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の看護職員が訪問看護を行う場合）も、所要時間を合算することとする。なお、看護職員による訪問看護に含まれる場合には、当該訪問看護費は、看護職員による訪問看護費又は理学療法士等の訪問看護費を算定する。また、看護職員又は理学療法士等の訪問看護を行った後に、一人の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を行った後に、続いて他の種類の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を実施した場合（看護職員が訪問看護を行った後に別の理学療法士等が訪問看護を行う場合など）は職種ごとに算定される。
 (3) なお、一人の利用者に対して、連続して訪問看護を提供する必要があるについては、適切なケアマネジメントに基づき判断すること。
 (4) 理学療法士等の訪問について
 ① 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち、医師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二四三号）の範囲内において実施されることとされている。また、言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第四十二条第一項に規定されていることとされている。診療の補助行為（言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第四十二条第一項）に属する。

- (5) 末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて
 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等（二十三号告示第三号を参照のこと。）の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護費は算定しない。

- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携
 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携については、訪問看護を二十四時間行うことができる体制を整えている事業所であって、緊急時訪問看護加算体制を届出ていることが必要である。
 ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬は月額定額報酬であるが、次のような場合には次のような取扱いとする。
 (一) 月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合には、利用期間（訪問看護の利用を開始した日から月末日まで又は当該月の初日から利用を終了した日まで）に対応した単位数を算定する（以下4において「日割り計算」という。）こととする。なお、利用を開始した日とは、利用者が訪問看護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、実際に利用者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した日をいう。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護サービスのみ利用していた者が、あらたに訪問看護サービスを利用開始した場合は訪問看護を利用した日をいう。
 (二) 月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合は、その期間について日割り計算により算定する。
 (三) 月の途中で要介護五から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護五に変更になった場合は日割り計算により算定する。
 (四) 月の途中で特別訪問看護指示書が交付された期間及び月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態（〇号告示第三号を参照のこと。）となった場合は、その状態にある期間について日割り計算により算定する。
 (6) 末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて
 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等（〇号告示第三号を参照のこと。）の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護費は算定しない。
 (7) 指定訪問看護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い
 訪問介護と同様であるので、2(11)を参照されたい。

- 31 -

- (6) 二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算について
 ① 二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算は、体重が重い利用者を一人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、一人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情がない場合に、単に二人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。
 ② 訪問を行うのは、兩名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。
 (7) 居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護が行われた場合の取扱い
 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合には、所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を算定すること。また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合には、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の百分の九十）を算定すること。
 (8) 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い
 訪問介護と同様であるので、2(11)を参照されたい。なお、二十分未満の訪問の場合についても、同様の取扱いとする。
 (9) 特別地域訪問看護加算の取扱い
 訪問介護と同様であるので、2(12)を参照されたい。
 なお、当該加算は所定単位数の十五％加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。
 (10) 注6について
 訪問介護と同様であるので、2(13)を参照されたい。
 なお、当該加算は所定単位数の十％加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。
 (11) 注7について
 訪問介護と同様であるので、2(14)を参照されたい。
 なお、当該加算は所定単位数の五％加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。

- (8) 二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算について
 ① 二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算は、体重が重い利用者を一人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、一人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情がない場合に、単に二人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。
 ② 訪問を行うのは、兩名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。
 (9) 居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護が行われた場合の取扱い
 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合には、所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を算定すること。また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合には、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の百分の九十）を算定すること。
 (10) 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い
 訪問介護と同様であるので、2(13)を参照されたい。なお、二十分未満の訪問の場合についても、同様の取扱いとする。
 (11) 特別地域訪問看護加算の取扱い
 訪問介護と同様であるので、2(14)を参照されたい。
 なお、当該加算は所定単位数の十五％加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。
 (12) 注8について
 訪問介護と同様であるので、2(15)を参照されたい。
 なお、当該加算は所定単位数の十％加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。
 (13) 注9について
 訪問介護と同様であるので、2(16)を参照されたい。
 なお、当該加算は所定単位数の五％加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。

- 32 -

- 320 -

12 長時間訪問看護への加算について

① 「指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」については(2)を参照のこと。
② 当該加算については、看護師が行う場合であっても准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定するものとする。

13 緊急時訪問看護加算
① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が指定訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には当該加算の他に所定単位数を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に、一月につき加算する。
② 緊急時訪問看護加算については、当該月の第一回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。

③ 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には、当該緊急時訪問の所要時間に対応した所定単位数(准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位の百分の九十)を算定する。この場合、居宅サービス計画の変更を要する。
なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算は算定できない。ただし、特別管理加算の訪問看護に係る加算は算定できない。また、特別管理加算を算定する状態の者に対する一月以内の二回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

④ 緊急時訪問看護加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る指定訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の訪問看護サービスから緊急時訪問を利用者に対して、他の訪問看護サービスから緊急時訪問

14 特別管理加算
① 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護を担当する医療機関にあっては、緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させることとする。
② 特別管理加算は、当該月の第一回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合は医療保険では重度介護加算を請求しないこと(緊急時訪問看護加算と医療保険者管理加算を請求しないこと(緊急時訪問看護加算と医療保険の二十四時間連絡体制加算との関係についても同様とする))。
③ 特別管理加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。なお、二か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられる。
④ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP (National Pressure Ulcer Advisory Panel) 分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。

12 長時間訪問看護への加算について

① 「指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」については(2)を参照のこと。
② 当該加算については、看護師が行う場合であっても准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定するものとする。

13 緊急時訪問看護加算について
① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。
② 緊急時訪問看護加算については、当該月の第一回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合は、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護に係る加算は算定できない。ただし、特別管理加算を算定する状態の者に対する一月以内の二回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

③ 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には、当該緊急時訪問の所要時間に対応した所定単位数(准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位の百分の九十)を算定する。この場合、居宅サービス計画の変更を要する。
なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算は算定できない。ただし、特別管理加算の訪問看護に係る加算は算定できない。また、特別管理加算を算定する状態の者に対する一月以内の二回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

④ 緊急時訪問看護加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る指定訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の訪問看護サービスから緊急時訪問を利用者に対して、他の訪問看護サービスから緊急時訪問

14 特別管理加算について
① 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護を担当する医療機関にあっては、緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所を選定する上で必要な情報として届け出させることとする。
② 特別管理加算は、当該月の第一回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合は、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護に係る特別管理加算は算定できないこと。
③ 特別管理加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。なお、二か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられる。
④ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP (National Pressure Ulcer Advisory Panel) 分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。
⑤ 「真皮を越える褥瘡の状態」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的(一週間に一回以上)に褥瘡の状態を観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、縁出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ボット)を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア(利用者の家族等に行う指導を含む)について訪問看護記録等に記録すること。
⑥ 「点滴注射を週三日以上行う必要がある」と認められる状態とは、主治の医師が点滴注射を週三日以上行うことが必要である旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かつ

⑤ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。

116 ターミナルケア加算

- ① ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。
- ② ターミナルケア加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。

③ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければならない。

- ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
- イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
- ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

④ 訪問看護においてターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、二十四時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。

117 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い

利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示（指定訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から十四日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護費は算定しない。なお、医療機関の訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。

118 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を退所・退院した日の訪問看護の取扱い

介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設を退所・退院した日については、第二の1の(3)に関わらず、厚生労働大臣が定める状態（二十三号告示第五号を参照のこと。）にある利用者に関し、訪問看護費を算定できることとする。

なお、短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）においても同様である。

つ、当該事業所の看護職員が週三日以上点滴注射を実施している状態をいう。

⑦ ⑥の状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。

⑧ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。

119 ターミナルケア加算について

① ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。

② ターミナルケア加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問看護及び複合型サービスを利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導科における在宅ターミナルケア加算（以下4においてターミナルケア加算等」という）は算定できないこと。

③ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前十四日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ一日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。

④ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければならない。

- ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
- イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
- ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、二十四時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。

120 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い

利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から十四日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護費は算定しない。なお、医療機関の訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。

121 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を退所・退院した日の訪問看護の取扱い

介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設を退所・退院した日については、第二の1の(3)に関わらず、厚生労働大臣が定める状態（〇号告示第五号を参照のこと。）にある利用者に関し、訪問看護費を算定できることとする。

なお、短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）においても同様である。

122 初回加算について

本加算は、利用者が過去二月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であつて新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。

123 退院時共同指導加算について

① 退院時共同指導加算は、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護を実施した場合に、一人の利用者に当該者の退院又は退所につき一回（厚生労働大臣が定める状態（二十三号告示第五号を参照のこと。）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には二回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算は、

初回の訪問看護を実施した日に算定すること。

なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。

② 二回の当該加算の算定が可能である利用者(①の厚生労働大臣が定める状態の者)に対して複数回の訪問看護サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービス)が退院時共同指導を行う場合にあつては、一回ずつの算定も可能であること。

③ 複数の訪問看護サービス等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設に対して、他の訪問看護サービス等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。

④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用した場合は当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと(②の場合を除く)。

⑤ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録簿に記載すること。

⑥ 看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等が同行し、利用者の居室において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携確保のための会議に出席した場合に算定する。なお、訪問介護員等と同行訪問した場合に算定した場合は、その内容を訪問看護記録簿に記載すること。

⑦ 当該加算は、①の訪問介護員等と同行訪問を実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算する。

⑧ 当該加算は訪問看護が二十四時間行える体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算を届け出している場合に算定可能である。

④ 訪問看護事業所の看護師等が、訪問介護員等と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、ケアマネに位置づけられた訪問看護費を算定する。

⑤ 当該加算は訪問介護員等のたんの吸引等の技術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではないため、訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は、当該加算及び訪問看護費は算定できない。

⑥ サーマス提供体制強化加算について

① 3(7)から③までを参照のこと。

② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十一年四月における勤続年数が三年以上の者とは、平成二十一年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を合算することができるものとする。

5 訪問サービス費用

(1) 算定の基準について

① 訪問サービス費用は、指示を行う医師の診療の日から三月以内に行われた場合に算定する。また、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、訪問サービス費用を実施した場合には、情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から三月以内に行われた場合に算定する。

② この場合、少なくとも三月に一回は、サービス費用の指示を行った医師は当該情報提供を行った医師に対してサービス費用による利用者の状況の悪化等について情報提供を行う。なお、指示を行う医師の診療の頻度については利用者の状態に応じて、医師がその必要性を適切に判断する。

③ 訪問サービス費用は、利用者又はその家族等利用者の看護に当たるときに一回当たり二十分以上指導を行った場合に、一週に六回を限度として算定する。

⑧ サーマス提供体制強化加算

① 3(6)から③までを参照のこと。

② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十一年四月における勤続年数が三年以上の者とは、平成二十一年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を合算することができるものとする。

5 訪問サービス費用

(1) 算定の基準について

① 訪問サービス費用は、指示を行う医師の診療の日(介護老人保健施設の医師においては、入所者の退所時又は当該老人保健施設で行った通所サービス費用を最後に利用した日あるいはその直近に行った診療の日)から一月以内に行われた場合に算定する。別の医療機関の医師から情報提供を受けて、訪問サービス費用を実施した場合には、情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から一月以内に行われた場合に算定する。

② 訪問サービス費用は、利用者又はその家族等利用者の看護に当たるときに一回当たり二十分以上指導を行った場合に、一週に六回を限度として算定する。

- ③ 事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居室を訪問して訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設の人員基準の算定に含めないこととする。なお、介護老人保健施設による訪問リハビリテーションの実施にあたっては、介護老人保健施設において、施設サービスに支障のないよう留意する。
- (2) 「通院が困難な利用者」について
訪問リハビリテーション費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、通院によるリハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は訪問リハビリテーション費を算定できるものである。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。
- (3) 集中的な訪問リハビリテーションについて
集中的な訪問リハビリテーションとは、退院（所）日又は認定日から起算して一月以内の期間に行われる場合は一週につき概ね二日以上、一日当たり四十分以上、退院（所）日又は認定日から起算して一月を超え三月以内の期間に行われる場合は一週につき概ね二日以上、一日当たり二十分以上実施する場合をいう。
- (4) 注2について
訪問介護と同様であるので、2(4)を参照されたい。

- ③ 事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居室を訪問して訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設の人員基準の算定に含めないこととする。なお、介護老人保健施設による訪問リハビリテーションの実施にあたっては、介護老人保健施設において、施設サービスに支障のないよう留意する。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い
訪問介護と同様であるので、2(4)を参照されたい。
- (3) 「通院が困難な利用者」について
訪問リハビリテーション費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は訪問リハビリテーション費を算定できるものである。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通所系サービスを優先すべきということである。
- (4) 集中的な訪問リハビリテーションについて
集中的な訪問リハビリテーションとは、退院（所）日又は認定日から起算して一月以内の期間に行われる場合は一週につき概ね二日以上、一日当たり四十分以上、退院（所）日又は認定日から起算して一月を超え三月以内の期間に行われる場合は一週につき概ね二日以上、一日当たり二十分以上実施する場合をいう。
- (5) 注2について
訪問介護と同様であるので、2(4)を参照されたい。
- (6) 訪問介護事業所のサービス提供責任者に対して行う指導及び助言について
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下5において「理学療法士等」という。）が訪問介護事業所のサービス提供責任者に同行して利用者の居室を訪問し、利用者の身体の状況、家屋の状況、家屋内におけるADL等の評価を共同して行い、かつ、当該理学療法士等がサービス提供責任者に対して、訪問介護計画を

- (5) サービス提供体制強化加算について
 - ① 4(4)②及び③を参照のこと。
 - ② 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が三年以上の者が一名以上あれば算定可能であること。
- (6) 記録の整備について
 - ① 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入する。
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーション実施計画書の内容を利用者に説明し、記録するとともに、医師の指示に基づき行った指導の内容の要点及び指導に要した時間を記録にとどめておく。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。
 - ② リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにすること。

- 作成する上での必要な指導及び助言を行った場合に、三月に一回を限度として算定する。この場合において、指導及び助言を行った日を含む月の翌月から翌々月までは当該加算は算定できない。なお、当該加算を算定する日は、算定できる訪問リハビリテーション費は一回までとする。
- また、理学療法士等は指導及び助言の内容について診療録に記載しておくこと。
- (7) 頻回のリハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合の取扱い
注6の「急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合」とは、保険医療機関の医師が、診療に基づき、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要性を認め、計画的な医学的管理の下に、在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難なものに対して、訪問リハビリテーションを行う旨の指示を行った場合をいう。この場合は、その特別の指示の日から十四日間を限度として医療保険の給付対象となるため、訪問リハビリテーション費は算定しない。
- (8) サービス提供体制強化加算について
 - ① 4(4)②及び③を参照のこと。
 - ② 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が三年以上の者が一名以上あれば算定可能であること。
- (9) 記録の整備について
 - ① 医師は、理学療法士等に対して行った指示内容の要点を診療録に記入する。
理学療法士等は、リハビリテーション実施計画書の内容を利用者に説明し、記録するとともに、医師の指示に基づき行った指導の内容の要点及び指導に要した時間を記録にとどめておく。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。
 - ② リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにすること。

6 居宅療養管理指導費

- ① 算定内容
 - ① 医師・歯科医師の居宅療養管理指導について
 - 主治の医師及び歯科医師の行う居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者(指定居宅介護支援事業所に属し、利用者が居宅介護支援を行う介護支援専門員。以下この項において「ケアマネジャー」という。)等に対する介護サービス計画(以下この項において「ケアプラン」という。)の策定等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行うことと算定する。
 - なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合に、当該医師に限り居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定する。

- ② 「情報提供」及び「指導又は助言」の方法
 - ① 算定内容
 - 主治の医師及び歯科医師の行う居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者(指定居宅介護支援事業所に属し、利用者が居宅介護支援を行う介護支援専門員。以下この項において「ケアマネジャー」という。)等に対する介護サービス計画(以下この項において「ケアプラン」という。)の策定等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行うことと算定する。
 - また、利用者が他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。
 - なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合に、当該医師に限り居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定する。

6 居宅療養管理指導費

- ① 算定内容
 - ① 同一建物居住者とは、以下の利用者をいう。
 - (1) 同一建物居住者について
 - (2) 同一建物居住者とは、以下の利用者をいう。
 - 介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者
 - 1 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る)、介護予防短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者
 - ② 医師・歯科医師の居宅療養管理指導について

- ② 「情報提供」及び「指導又は助言」の方法
 - ① 算定内容
 - 主治の医師及び歯科医師の行う居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者(指定居宅介護支援事業者により指定居宅介護支援を受けている居宅介護支援専門員。以下この項において「ケアマネジャー」という。)等に対するケアプランの作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行うことと算定する。
 - また、利用者が他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。
 - なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合に、当該医師に限り居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定する。

- 7 ケアマネジャー等に対する情報提供の方法
 - ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする(必ずしも文書等による必要はない)。
 - 当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、左記の「情報提供すべき事項(薬局調剤部に情報提供する場合、診療状況を示す文書等(薬局も含む。)について、原則として、文書等(メール、FAX等でも可)により、ケアマネジャー等に対して情報提供を行うことと足りものとする。
 - なお、サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、その情報提供の要否を記載すること(ただし、当該記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること)。
 - また、文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存すること。
- 8 利用者の氏名、性別、住所、連絡先等
 - (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師(情報提供すべき事項))
 - (b) 利用者の病状、経過等
 - (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
 - (d) 利用者の日常生活上の留意事項
- 9 前記に係る情報提供については、医療情報管理加算費における診療情報提供に定める様式を活用して行うこともできることとする。
- 10 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法
 - 1 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法
 - (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師(情報提供すべき事項))
 - (b) 利用者の病状、経過等
 - (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
 - (d) 利用者の日常生活上の留意事項
 - 2 前記に係る情報提供については、医療情報管理加算費における診療情報提供に定める様式を活用して行うこともできることとする。
 - 3 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法
 - (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師(情報提供すべき事項))
 - (b) 利用者の病状、経過等
 - (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
 - (d) 利用者の日常生活上の留意事項

- 7 ケアマネジャー等に対する情報提供の方法
 - ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする(必ずしも文書等による必要はない)。
 - 当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、左記の「情報提供すべき事項(薬局調剤部に情報提供する場合、診療状況を示す文書等(薬局も含む。)について、原則として、文書等(メール、FAX等でも可)により、ケアマネジャー等に対して情報提供を行うことと足りものとする。
 - なお、サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、その情報提供の要否を記載すること(ただし、当該記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること)。
 - また、文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存すること。
- 8 利用者の氏名、性別、住所、連絡先等
 - (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師(情報提供すべき事項))
 - (b) 利用者の病状、経過等
 - (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
 - (d) 利用者の日常生活上の留意事項
- 9 前記に係る情報提供については、医療情報管理加算費における診療情報提供に定める様式を活用して行うこともできることとする。
- 10 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法
 - 1 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法
 - (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師(情報提供すべき事項))
 - (b) 利用者の病状、経過等
 - (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
 - (d) 利用者の日常生活上の留意事項
 - 2 前記に係る情報提供については、医療情報管理加算費における診療情報提供に定める様式を活用して行うこともできることとする。
 - 3 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法
 - (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師(情報提供すべき事項))
 - (b) 利用者の病状、経過等
 - (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
 - (d) 利用者の日常生活上の留意事項

③ 減算の取扱いについて

居宅療養管理指導(I)を算定する場合において、ケアマネジャー等に対する情報提供を行わない場合については、所定単位数から減算されることとなる。

④ 算定回数について

主治の医師及び歯科医師が、一人の利用者について、それぞれ月二回まで算定することができる。

⑤ 算定日について

算定日は、当該月の訪問診療又は往診を行った日とする。また、請求明細書の摘要欄には、訪問診療若しくは往診の日又は当該サービス担当者会議に参加した場合においては、参加日若しくは参加が困難な場合においては、文書等を交付した日を記入することとする。

② 薬剤師が行う居宅療養管理指導について

① 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合においては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録(薬局薬剤師においては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師においては、薬剤管理指導記録)を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告することとする。併せて、

③ ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合

居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自らケアプランを作成している利用者などのケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない利用者に対して居宅療養管理指導を行う場合は、①の規定にかかわらず算定できること。ただし、当該利用者が、居宅療養管理指導以外にも他の介護サービスを利用している場合においては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該他の介護サービス事業者等に対し、介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。

④ 算定回数について

主治の医師及び歯科医師が、一人の利用者について、それぞれ月二回まで算定することができる。

⑤ 算定日について

算定日は、当該月の訪問診療又は往診を行った日とする。また、請求明細書の摘要欄には、訪問診療若しくは往診の日又は当該サービス担当者会議に参加した場合においては、参加日若しくは参加が困難な場合においては、文書等を交付した日を記入することとする。

③ 薬剤師が行う居宅療養管理指導について

① 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合においては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録(薬局薬剤師においては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師においては、薬剤管理指導記録)を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャー

利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び必要に応じて関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行うこととする。薬局薬剤師にあっては当該居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

② 薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」は処方医から提供された医師・歯科医師の居宅療養管理指導における情報提供等に基づき、又は必要に応じ処方医と相談するとともに、他の医療関係職種(歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等及び訪問看護ステーションの看護師等)との間で情報を共有しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存する。

薬学的管理指導計画は、原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定する。

訪問後、必要に応じ新たに得られた利用者の情報を踏まえ計画の見直しを行う。また、必要に応じ見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う。

③ 薬局薬剤師にあっては、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、居宅療養管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供することとする。

④ 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導費を月二回以上算定する場合(がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者に対するものを除く。)にあっては、算定する日の間隔は六日以上とする。がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者については、

に対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととする。併せて、利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行うこととする。薬局薬剤師にあっては当該居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

② 薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」は処方医から提供された医師・歯科医師の居宅療養管理指導における情報提供等に基づき、又は必要に応じ処方医と相談するとともに、他の医療関係職種(歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等及び訪問看護ステーションの看護師等)との間で情報を共有しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存する。

薬学的管理指導計画は、原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定する。

訪問後、必要に応じ新たに得られた利用者の情報を踏まえ計画の見直しを行う。また、必要に応じ見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う。

③ 薬局薬剤師にあっては、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、居宅療養管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供することとする。

④ 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導費を月二回以上算定する場合(がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者に対するものを除く。)にあっては、算定する日の間隔は六日以上とする。がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者については、

① 二回以上月一回に限り発行できる。医療機関の薬剤師が行う
 処方箋管理指導を行う場合には、薬剤師にあっては、発行する
 日の間隔は六日以上とする。
 ② 処方箋管理指導を行った場合には、薬剤師にあっては、
 薬剤服用歴の記載に、少なくとも以下のア～エについて記載し
 なければならぬ。
 ア 利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者の
 番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等の利用者につ
 いての記録
 イ 処方した医療機関名及び処方医氏名、処方日、処方内容等
 の処方についての記録
 ウ 調剤日、処方内容に関する照会等の履歴についての
 記録
 エ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴等の利用者につ
 いての情報の記録
 オ 利用者又はその家族等からの相談事項の要点
 カ 服薬状況
 キ 服薬状況
 ク 利用者の服薬中の体質の変化
 コ 併用薬等（一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食
 品を含む。）の情報
 ケ 合併症の情報
 コ 他剤受診の有無
 サ 副作用が疑われる症状の有無
 シ 飲食物（現に利用者が服用している薬剤との相互作用が認
 められているものに限る。）の摂取状況等
 ス 服薬指導の要点
 セ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
 シ 処方医から提供された情報の要点
 ス 訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、
 服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、
 副作用、重症服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬
 支援措置等）
 シ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
 ユ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場
 合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点

③ 二回以上月一回に限り発行できる。医療機関の薬剤師が行
 う
 処方箋管理指導を行う場合には、薬剤師にあっては、発行する
 日の間隔は六日以上とする。
 ④ 処方箋管理指導を行った場合には、薬剤師にあっては、
 薬剤服用歴の記載に、少なくとも以下のア～エについて記載し
 なければならぬ。
 ア 利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者の
 番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等の利用者につ
 いての記録
 イ 処方した医療機関名及び処方医氏名、処方日、処方内容等
 の処方についての記録
 ウ 調剤日、処方内容に関する照会等の履歴についての
 記録
 エ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴等の利用者につ
 いての情報の記録
 オ 利用者又はその家族等からの相談事項の要点
 カ 服薬状況
 キ 服薬状況
 ク 利用者の服薬中の体質の変化
 コ 併用薬等（一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食
 品を含む。）の情報
 ケ 合併症の情報
 コ 他剤受診の有無
 サ 副作用が疑われる症状の有無
 シ 飲食物（現に利用者が服用している薬剤との相互作用が認
 められているものに限る。）の摂取状況等
 ス 服薬指導の要点
 セ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
 シ 処方医から提供された情報の要点
 ス 訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、
 服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、
 副作用、重症服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬
 支援措置等）
 シ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
 ユ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場
 合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点

及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要
 点
 ⑤ 処方箋管理指導を行った場合には、医療機関の薬剤師であ
 る場合は、少なくとも以下のア～エについて
 記載しなければならないこととし、最後の記入の日から最低三
 年間保存すること。
 ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号
 イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴
 ウ 薬学的管理指導の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、残
 薬の状況、重症投薬、配合剤等に関する確認及び実施した
 服薬支援措置を含む。）
 エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点
 オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名
 カ その他の事項
 ⑥ 処方箋管理指導を行った場合には、薬剤師にあっては、
 薬剤服用歴の記載に、少なくとも以下のア～エについて記載し
 なければならぬ。
 ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号
 イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴
 ウ 薬学的管理指導の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、残
 薬の状況、重症投薬、配合剤等に関する確認及び実施した
 服薬支援措置を含む。）
 エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点
 オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名
 カ その他の事項
 ⑦ 処方箋管理指導を行った場合には、薬剤師にあっては、
 薬剤服用歴の記載に、少なくとも以下のア～エについて記載し
 なければならぬ。
 ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号
 イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴
 ウ 薬学的管理指導の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、残
 薬の状況、重症投薬、配合剤等に関する確認及び実施した
 服薬支援措置を含む。）
 エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点
 オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名
 カ その他の事項
 ⑧ 現在他の医療機関又は薬局の薬剤師が処方箋管理指導を行
 っている場合は、処方箋管理指導は、発行しない。
 ⑨ ⑩ 「在宅基幹薬局」という。）が連携する他の医療機関（以下
 「サボ一ト薬局」という。）と薬学的管理指導計画の内容を共
 有していること及び緊急その他やむを得ない事由がある場合に
 は在宅基幹薬局の薬剤師に代わって当該利用者又はその家族の
 指導を行うことについてあらかじめ当該利用者又はその家族の
 同意を得ている場合は、在宅基幹薬局に代わってサボ一ト薬
 局が処方箋管理指導を行った場合は在宅基幹薬局管理指導を
 発行すること。なお、在宅基幹薬局管理指導の発行は在宅基幹薬
 局が行うこと。
 ⑪ サボ一ト薬局の薬剤師が在宅基幹薬局の薬剤師に代わって居

宅療養管理指導を行った場合には次のとおり、薬剤服用歴の記録等を行うこととする。

(1) サポート薬局は、薬剤服用歴の記録を記載し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有すること。

(2) (1)を踏まえ、在宅基幹薬局は、在宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告や介護支援専門員に対する必要な情報提供等を行うこと。

(3) 在宅基幹薬局は、薬剤服用歴に当該在宅療養管理指導を行ったサポート薬局名及びやむを得ない事由の内容等を記載するとともに、請求明細書の摘要欄にサポート薬局が当該業務を行った日付等を記載すること。

⑨ 在宅において疼痛緩和のために厚生労働大臣が別に定める特別な薬剤（以下「麻薬」という。）は、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬」のうち、使用薬剤の購入価格（薬価基準）（平成十四年厚生労働省告示第八十七号）に収載されている医薬品であり、以降、改定がなされた際には、改定後の最新の薬価基準に収載されているものを意味する。

⑩ 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている利用者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定する。なお、薬局薬剤師にあつては、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行うことが必要である。

⑪ 麻薬管理指導加算を算定する場合にあつては、薬局薬剤師にあつては薬剤服用歴の記録に⑤の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は増量投与による副作用の有無などの確認等）

イ 訪問に際して行った患者及び家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

⑩ 在宅において疼痛緩和のために厚生労働大臣が別に定める特別な薬剤（以下「麻薬」という。）は、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬」のうち、使用薬剤の購入価格（薬価基準）（平成十四年厚生労働省告示第八十七号）に収載されている医薬品であり、以降、改定がなされた際には、改定後の最新の薬価基準に収載されているものを意味する。

⑩ 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている利用者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定する。なお、薬局薬剤師にあつては、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行うことが必要である。

⑪ 麻薬管理指導加算を算定する場合にあつては、薬局薬剤師にあつては薬剤服用歴の記録に⑤の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は増量投与による副作用の有無などの確認等）

イ 訪問に際して行った患者及び家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

- 47 -

ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。）の要点

エ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。）

⑫ 麻薬管理指導加算を算定する場合にあつては、医療機関の薬剤師にあつては薬剤管理指導記録に⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無の確認等）

イ 麻薬に係る利用者及び家族への指導・相談事項（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

ウ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項

エ その他の麻薬に係る事項

⑬ 医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載する。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。また、薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存することとする。

(3) 管理栄養士の在宅療養管理指導について

① 管理栄養士の行う在宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態であると医師が判断した場合であつて、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、栄養ケア計画を作成した当該計画を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を三十分以上行った場合に算定する。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。）の要点

エ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。）

⑫ 麻薬管理指導加算を算定する場合にあつては、医療機関の薬剤師にあつては薬剤管理指導記録に⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無の確認等）

イ 麻薬に係る利用者及び家族への指導・相談事項（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

ウ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項

エ その他の麻薬に係る事項

⑬ 医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載する。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。また、薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存することとする。

(4) 管理栄養士の在宅療養管理指導について

① 管理栄養士の行う在宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態であると医師が判断した場合であつて、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、栄養ケア計画を作成した当該計画を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を三十分以上行った場合に算定する。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

- 48 -

- 249 -

診療を行った利用者又はその家族等に対して、当該訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該医療機関に勤務（常勤又は非常勤）する歯科衛生士等が、利用者の居宅を訪問して、利用者又はその家族の同意及び訪問診療の結果等に基づき作成した管理指導計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を一人の利用者に対して歯科衛生士等が一对一で二十分以上行った場合について算定し、実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できない。

なお、請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日を記入することとする。

- ② 歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導は、指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して三月以内に行われた場合に算定する。
- ③ 歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まない。
- ④ 歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導については、医療機関に勤務する歯科衛生士等が、当該医療機関の歯科医師からの直接の指示、管理指導計画に係る助言等（以下「指示等」という。）を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定する。なお、終了後は、指示等を行った歯科医師に直接報告するものとする。
- ⑤ 歯科衛生士等は実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存するとともに、指導の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、歯科医師からの指示等、歯科医師の訪問診療に同行した場合には当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名を明記し、指示等を行った歯科医師に報告する。
- ⑥ 歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導については、以下のアからキまでに掲げるプロセスを経ながら実施すること。
ア 利用者の口腔機能（口腔衛生、摂食・嚥下機能等）のリスクを、把握すること（以下「口腔機能スクリーニング」とい

診療を行った利用者又はその家族等に対して、当該訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該医療機関に勤務（常勤又は非常勤）する歯科衛生士等が、利用者の居宅を訪問して、利用者又はその家族の同意及び訪問診療の結果等に基づき作成した管理指導計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を一人の利用者に対して歯科衛生士等が一对一で二十分以上行った場合について算定し、実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できない。

なお、請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日を記入することとする。

- ② 歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導は、指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して三月以内に行われた場合に算定する。
- ③ 歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まない。
- ④ 歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導については、医療機関に勤務する歯科衛生士等が、当該医療機関の歯科医師からの直接の指示、管理指導計画に係る助言等（以下「指示等」という。）を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定する。なお、終了後は、指示等を行った歯科医師に直接報告するものとする。
- ⑤ 歯科衛生士等は実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存するとともに、指導の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、歯科医師からの指示等、歯科医師の訪問診療に同行した場合には当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名を明記し、指示等を行った歯科医師に報告する。
- ⑥ 歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導については、以下のアからキまでに掲げるプロセスを経ながら実施すること。
ア 利用者の口腔機能（口腔衛生、摂食・嚥下機能等）のリスクを、把握すること（以下「口腔機能スクリーニング」とい

う。)

- イ 口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握すること（以下「口腔機能アセスメント」という。)
- ウ 口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとに口腔衛生に関する事項（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等）、摂食・嚥下機能に関する事項（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等）、解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成すること。また、作成した管理指導計画については、居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。
- エ 管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、管理指導計画に実施上の問題（口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。
- オ 利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に対する報告を行うこと。なお、口腔機能のモニタリングにおいては、口腔衛生の評価、反復唾液嚥下テスト等から利用者の口腔機能の把握を行うこと。
- カ 利用者について、概ね三月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行うこと。なお、管理指導計画の見直しに当たっては、歯科医師その他の職種と共同して行うこと。
- キ 指定居宅サービス基準第九十一条において準用する第十九条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの管理指導計画に従い歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必

う。)

- イ 口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握すること（以下「口腔機能アセスメント」という。)
- ウ 口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとに口腔衛生に関する事項（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等）、摂食・嚥下機能に関する事項（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等）、解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載し、利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画を含めた管理指導計画を作成すること。また、作成した管理指導計画については、居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。
- エ 管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、管理指導計画に実施上の問題（口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。
- オ 利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に対する報告を行うこと。なお、口腔機能のモニタリングにおいては、口腔衛生の評価、反復唾液嚥下テスト等から利用者の口腔機能の把握を行うこと。
- カ 利用者について、概ね三月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行うこと。なお、管理指導計画の見直しに当たっては、歯科医師その他の職種と共同して行うこと。
- キ 指定居宅サービス基準第九十一条において準用する第十九条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの管理指導計画に従い歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必

- ① 要らないものとする。
- ② 医師が病歴管理指導に採る指示を行った時、病歴管理の計画に基き、実際に実施指導を行う臨床衛生士等に対し、病歴管理の計画に基き、指示等の内容を記載する。さらに、病歴管理指導計画の進捗状況等の報告を行う。また、管理指導計画に基き、病歴管理指導を行う臨床衛生士等に対して、病歴管理指導の計画に基き、指示した内容（業務上必要な実施指導の経路の必要性等）の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。なお、当該記載及び添付については、病歴管理の診療に記録及び添付することとし、他の記録と区別することとする。下線又は枠で囲む等
- ③ 利用者の口腔機能の状態によっては、医療における吐き戻し、誤嚥等の発生を防止するために、その際における場合には、利用者は誤嚥等の回避を得て、指示を行った臨床衛生士、管理指導計画又は医療等の回避を得て、指示を行った臨床衛生士、医師等が採られた場に対して、看護職員が指導を行った上で、必要に応じて電話指導を行った場合について算定する。
- ④ 看護職員が行う病歴管理指導については、病歴管理指導の際に主治医から提出される「主治医意見書」中「生活指導部」として「病歴管理」の項目に基き、指示等の内容を記載する。また、病歴管理の計画に基き、指示した内容（業務上必要な実施指導の経路の必要性等）の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。なお、当該記載及び添付については、病歴管理の診療に記録及び添付することとし、他の記録と区別することとする。下線又は枠で囲む等
- ⑤ 看護職員が行う病歴管理指導については、病歴管理指導の際に主治医から提出される「主治医意見書」中「生活指導部」として「病歴管理」の項目に基き、指示等の内容を記載する。また、病歴管理の計画に基き、指示した内容（業務上必要な実施指導の経路の必要性等）の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。なお、当該記載及び添付については、病歴管理の診療に記録及び添付することとし、他の記録と区別することとする。下線又は枠で囲む等
- ⑥ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ⑦ 新規認定、更新認定又は更新認定区分の変更の際に作成された居宅サービス計画に基づきサービスの開始から1月以内に行われた場合に算定するものとする。
- ⑧ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。

- ① 看護職員が行う病歴管理指導については、病歴管理指導の際に主治医から提出される「主治医意見書」中「生活指導部」として「病歴管理」の項目に基き、指示等の内容を記載する。また、病歴管理の計画に基き、指示した内容（業務上必要な実施指導の経路の必要性等）の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。なお、当該記載及び添付については、病歴管理の診療に記録及び添付することとし、他の記録と区別することとする。下線又は枠で囲む等
- ② 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ③ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ④ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ⑤ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ⑥ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ⑦ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ⑧ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ⑨ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。
- ⑩ 看護職員は実施した業務上の記載及び医療に採る記録を作成し、保存することとし、相違等の発生となった利用時（特に利用時各、訪問先、訪問日、指導の頻度、終了する日数等）を記録等に行われた場合に算定するものとする。

- ① 所要時間による区分の取扱い
所要時間による区分については、現行運用した事項ではなく、通所介護計画に位置づけられた内職の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス提供状況や利用者等の状況の出退等の割合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業場にいる場合は、通所介護のサービス提供の時間が認められることとする。したがって、この場合は当該計画に位置づけられた標準時間に対して所定単位数を算定されるものとする（このような家族等の出退と標準時間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない）。また、ここでいう通所介護を行うに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること。これに對して、通所介護計画に、六時間以上八時間未満の通所介護を行っていたが、当日の利用者の心身の状態から、六時間の通所介護を行った場合は、七時間以上九時間未満の通所介護の単位数を算定できる。
- ② 同一日の異なる時間帯に二以上の単位（指定居宅サービス）を行う事業場においては、利用者間同一日に複数の通所介護の単位を利用する場合に、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されること。
- ③ 二時間以上三時間未満の通所介護を行う場合の取扱い
二時間以上三時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状態から、標準時間のサービス利用が困難であるが、後等短時間の利用から始めて標準時間を利用して過ごす必要がある場合など、利用者間の心身の状態や標準時間のサービス利用が困難な状態（二十三時中夜十時）であること。また、二時間以上三時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日課生活能力などの向上のため、日課生活を促した

- ① 所要時間による区分の取扱い
所要時間による区分については、現行運用した事項ではなく、通所介護計画に位置づけられた内職の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス提供状況や利用者等の状況の出退等の割合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業場にいる場合は、通所介護のサービス提供の時間が認められることとする。したがって、この場合は当該計画に位置づけられた標準時間に対して所定単位数を算定されるものとする（このような家族等の出退と標準時間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない）。また、ここでいう通所介護を行うに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること。これに對して、通所介護計画に、六時間以上八時間未満の通所介護を行っていたが、当日の利用者の心身の状態から、六時間の通所介護を行った場合は、七時間以上九時間未満の通所介護の単位数を算定できる。
- ② 同一日の異なる時間帯に二以上の単位（指定居宅サービス）を行う事業場においては、利用者間同一日に複数の通所介護の単位を利用する場合に、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されること。
- ③ 二時間以上三時間未満の通所介護を行う場合の取扱い
二時間以上三時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状態から、標準時間のサービス利用が困難であるが、後等短時間の利用から始めて標準時間を利用して過ごす必要がある場合など、利用者間の心身の状態や標準時間のサービス利用が困難な状態（二十三時中夜十時）であること。また、二時間以上三時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日課生活能力などの向上のため、日課生活を促した

じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

- (3) 六時間以上八時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

延長加算は、所要時間六時間以上八時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、二時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 八時間の通所介護の後に連続して二時間の延長サービスを行った場合

- ② 八時間の通所介護の前に連続して一時間、後に連続して一時間、合計二時間の延長サービスを行った場合には、二時間分の延長サービスとして百単位が算定される。

また、当該加算は通所介護と延長サービスを通算した時間が八時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

- ③ 七時間の通所介護の後に連続して二時間の延長サービスを行った場合には、通所介護と延長サービスの通算時間は九時間であり、一時間分（＝九時間－八時間）の延長サービスとして五十単位が算定される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていること。

- (4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第四号イ(1)に基づき、前年度の一月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。

機能訓練等が実施されるべきものであること。

- (3) 七時間以上九時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

延長加算は、所要時間七時間以上九時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、三時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 九時間の通所介護の後に連続して三時間の延長サービスを行った場合

- ② 九時間の通所介護の前に連続して一時間、後に連続して二時間、合計三時間の延長サービスを行った場合には、三時間分の延長サービスとして百五十単位が算定される。

また、当該加算は通所介護と延長サービスを通算した時間が九時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

- ③ 八時間の通所介護の後に連続して三時間の延長サービスを行った場合には、通所介護と延長サービスの通算時間は十一時間であり、二時間分（＝十一時間－九時間）の延長サービスとして百単位が算定される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていること。

- (4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第四号イ(1)に基づき、前年度の一月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。

- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、三時間以上四時間未満の報酬を算定している利用者（二時間以上三時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、四時間以上六時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所介護の利用時間が四時間未満の利用者については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、利用時間が四時間以上六時間未満の利用者については、利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所介護事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

- ③ 前年度の実績が六月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね二十五％以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の九十％に予定される一月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

- ④ 毎年度三月三十一日時点において、事業を実施している事業者であって、四月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（三月を除く。）の一月当たりの平均利用延人員数とする。

- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、三時間以上五時間未満の報酬を算定している利用者（二時間以上三時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、五時間以上七時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所介護の利用時間が五時間未満の利用者については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、利用時間が五時間以上七時間未満の利用者については、利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所介護事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、一月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に七分の六を乗じた数によるものとする。

- ③ 前年度の実績が六月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね二十五％以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の九十％に予定される一月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

- ④ 毎年度三月三十一日時点において、事業を実施している事業者であって、四月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（三月を除く。）の一月当たりの平均利用延人員数とする。

なお、平成二十四年三月三十一日時点において、事業を実施している事業者であって、平成二十四年四月以降も引き続き事業を実施するものの平成二十四年度の通所介護費の算定の基礎となる、「前年度の平均利用延人員数」の計算に当たっては、②の計算方法によらず、次の方法により計算すること。

三時間以上四時間未満の報酬を算定している利用者（二時間以上三時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、四時間以上六

② 個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る機能訓練は、一日二十分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等一名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、一週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業所に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含まれない。

③ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、提供時間帯を運じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等一名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば一週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置される曜日については、当該加算の対象とはならない。(個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に該当している場合は、その算定対象となる。)ただし、個別機能訓練加算(Ⅱ)の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業所に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含まれない。

④ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を選択した項目ごとにグループに分かれて活動すること、心身の状況に応じて機能訓練が適切に提供されること、心身の状況を勘案し、項目の選択について必要は、利用者自身の状態を勘案し、項目の選択について必要は、援助を行わなければならない。

⑤ 災害時の取扱い
 災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行ふことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。

⑥ 注5の取扱い
 訪問介護と同様であるので、2値を参照されたい。

⑦ 個別機能訓練加算の取扱い
 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行つた機能訓練(以下「個別機能訓練」という。)について算定する。

⑧ 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下7に於いて「理学療法士等」という。)が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行つた機能訓練(以下「個別機能訓練」という。)について算定する。

⑨ 個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る機能訓練は、提供時間帯を運じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等一名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば一週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置される曜日については、当該加算の対象とはならない。(個別機能訓練加算(Ⅱ)の要件に該当している場合は、その算定対象となる。)ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業所に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含まれない。

⑩ 個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を選択した項目ごとにグループに分かれて活動すること、心身の状況に応じて機能訓練が適切に提供されること、心身の状況を勘案し、項目の選択について必要は、利用者自身の状態を勘案し、項目の選択について必要は、援助を行わなければならない。

① 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等一名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、一週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業所に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含まれない。

② 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を選択した項目ごとにグループに分かれて活動すること、心身の状況に応じて機能訓練が適切に提供されること、心身の状況を勘案し、項目の選択について必要は、利用者自身の状態を勘案し、項目の選択について必要は、援助を行わなければならない。

③ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を選択した項目ごとにグループに分かれて活動すること、心身の状況に応じて機能訓練が適切に提供されること、心身の状況を勘案し、項目の選択について必要は、利用者自身の状態を勘案し、項目の選択について必要は、援助を行わなければならない。

④ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を選択した項目ごとにグループに分かれて活動すること、心身の状況に応じて機能訓練が適切に提供されること、心身の状況を勘案し、項目の選択について必要は、利用者自身の状態を勘案し、項目の選択について必要は、援助を行わなければならない。

⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

⑥ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその三月後に一回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。

⑦ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

(8) 入浴介助加算の取扱い

通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（二十三号告示第十一号）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

(9) 若年性認知症利用者受入加算の取扱い

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

(10) 栄養改善加算の取扱い

① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用

合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

⑥ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居室において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。

具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（一人で入浴が出来るようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。

⑦ ⑥の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。

⑧ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された五人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な一回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。

また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、概ね週一回以上実施することを目安とする。

⑨ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその後三月ごとに一回以上利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評

価を含む）を説明し、記録する。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

⑩ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

⑪ 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定できるが、この場合については、個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員の配置が必要である。また、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施する必要がある。

(8) 入浴介助加算について

通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（〇号告示第十一号）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

(9) 若年性認知症利用者受入加算について

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

(10) 栄養改善加算について

① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用

- うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であつて、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。
 - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の三項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
 - ロ 基本チェックリストの口腔機能に関する⑬、⑭、⑮の三項目のうち、二項目以上が「1」に該当する者
 - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
 - ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。
 - イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合
 - ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であつて、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。
 - ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
 - イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
 - ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとする。

- うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であつて、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。
 - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の三項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
 - ロ 基本チェックリストの口腔機能に関する⑬、⑭、⑮の三項目のうち、二項目以上が「1」に該当する者
 - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
 - ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。
 - イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合
 - ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であつて、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。
 - ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
 - イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
 - ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとする。

- ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね三月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。
- ホ 指定居宅サービス基準第百五条において準用する第十九条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。
- ⑥ 概ね三月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であつて、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
 - イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者
 - ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者

- ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね三月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果に基づいて、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。
- ホ 指定居宅サービス基準第百五条において準用する第十九条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。
- ⑥ 概ね三月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であつて、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
 - イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者
 - ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者

⑭ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合について

- ① 同一建物の定義

注12における「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異

12) 人員基準を満たさない状況で提供された通所介護
 指定居宅サービス基準第九十三条に定める員数の看護職員及び
 介護職員が配置されていない状況で行われた通所介護については、
 所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を算定するものとす
 る(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の
 員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省
 示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第一
 号)。ただし、都道府県は、従業者に欠員が生じている状態が
 継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止を
 指導するものとする。指導に従わずに事業を継続する事業所に対
 しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する
 ものとする。

11) 人員基準を満たさない状況で提供された通所介護
 指定居宅サービス基準第九十三条に定める員数の看護職員及び
 介護職員が配置されていない状況で行われた通所介護については、
 所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を算定するものとす
 る(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の
 員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省
 示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第一
 号)。ただし、都道府県は、従業者に欠員が生じている状態が
 継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止を
 指導するものとする。指導に従わずに事業を継続する事業所に対
 しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する
 ものとする。

① 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満
 たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、
 介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法に
 おいて、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかに
 しているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確
 保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう
 努めるものとする。

② 人員基準欠如についての具体的な取扱いとは次のとおりとする。
 1 看護職員の数は、一月間の職員数の平均を用いる。この
 場合、一月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配
 置された従へ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た
 数とする。
 ロ 介護職員等の数は、利用者数及び提供時間数から算出する
 勤務時間数(サービス提供時間数)に関する具体的な取扱い

③ 平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を
 切り上げるものとする。
 ④ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過
 利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌
 月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全
 員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する
 算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至っ
 た月の翌月から通常の所定単位数が算定される。

⑤ 都道府県知事は、定員超過利用が行われている事業所に対し
 ては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、
 定員超過利用が二月以上継続する場合には、特別な事情がある
 場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

⑥ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用
 については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた
 時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することが
 やむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所
 定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないに
 もかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している
 場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行
 うものとする。

⑦ 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

⑧ 注12の減算の対象となるのは、当該事業所と同一建物に居住
 する者及び同一建物から指定通所介護を利用する者に限られる
 ことに留意すること。したがって、例えば、自宅(同一建物に
 居住する者を除く。)から通所介護事業所へ通い、同一建物に
 宿泊した者が通所介護事業所へ通い、自宅(同一建物に居住す
 る者を除く。)に帰る場合、この日は減算の対象となる。

⑨ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利
 用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならな
 る。具体的には、傷病により一時的に旅行困難となった者又は
 旅行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所
 が困難である者に対し、二人以上の従業者が、当該利用者の居
 住する場所と当該指定通所介護事業所の間の往復の移動を介助
 した場面に限られること。ただし、この場合、二人以上の従業
 者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間
 について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検
 討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。
 また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、
 記載しなければならない。

13) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

① 当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用して、い
 わゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、
 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員
 数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省
 示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)に
 おいて、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかに
 しているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確
 保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう
 努めるものとする。

② この場合の利用者の数は、一月間(暦月)の利用者の数の平均
 を用いる。この場合、一月間の利用者の数の平均は、当該月に
 おけるサービス提供日ごとの同時にサービス提供を受けた者
 の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数

13 療養通所介護費について

① 利用者について

療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護師による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。

② サービス提供時間について

療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用することとなっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要である。したがって、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでも含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間をあわせてサービス提供時間とする。

③ サービス提供について

療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、多職種協働により、主治の医師による医療保険のサービスや訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行うこと。

14 サービス提供体制強化加算について

① 3(6)④から⑥まで並びに4(10)②及び③を参照のこと。

② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

8 通所リハビリテーション費

(1) 所要時間による区分の取扱い

通所介護と同様であるので、7(1)を参照されたい。

は、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に關する基準について」(平成十一年九月十七日老企二十五)第三の六の1(1)を参照すること。この場合、一月間の勤務延時間数は、配置された職員の一月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。

ハ 人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

・(看護職員の算定式)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

・(介護職員の算定式)

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

ニ 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

・(看護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

・(介護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

③ 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。

15 療養通所介護費について

① 利用者について

療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等を有する重度者又はがん

末期の利用者を想定している。

② サービス提供時間について

療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用することとなっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要である。したがって、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでも含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間をあわせてサービス提供時間とする。

③ サービス提供について

療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、多職種協働により、主治の医師による医療保険のサービスや訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行うこと。

16 サービス提供体制強化加算について

① 3(7)④から⑥まで並びに4(10)②及び③を参照のこと。

② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

17 介護職員処遇改善加算について

訪問介護と同様であるので、2の(例)を参照されたい。

8 通所リハビリテーション費

(1) 所要時間による区分の取扱い

① 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置づけられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間によることとしている。そのため、例えば、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められないものであり、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定する

- (2) 災害時等の取扱い
通所介護と同様であるので、7(5)を参照されたい。
- (3) 短時間リハビリテーションの取扱いについて

①「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評
価法等に関する基本的内容を含む研修会であつて、関係学会等
により開催されているものを指す。
具体的には、(Ⅰ)日本運動器リハビリテーション学会の行う
運動器リハビリテーションセラピスト研修、(Ⅱ)全国物理療
療協会が行う運動療法機能訓練技能講習会が該当するもので
ある。
②一時間以上二時間未満の通所リハビリテーション(③に該当
する場合を除く。)については、短期集中リハビリテーション
加算の算定は可能であるが、個別リハビリテーション加算の算
定はできない。

- ③ 看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
による一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションを算定
する場合は、短期集中リハビリテーション実施加算及び個別リ
ハビリテーション実施加算についてはいずれも算定できないこ
と。
④ 注4における「専従」とは、当該通所リハビリテーション事
業所において行うリハビリテーションについて、当該リハビリテ
ーションを実施する時間に専らその職務に従事していること
で足りるものとする。
④ 二時間以上三時間未満の通所リハビリテーションを行う場合の
取扱い
通所介護と同様であるので、7(2)を参照されたい。
⑤ 六時間以上八時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続
して延長サービスを行った場合の加算の取扱い
通所介護と同様であるので、7(3)を参照されたい。

- ② 指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送
迎に要する時間は含まないものとする。
③ 通所リハビリテーション計画は、六時間以上八時間未満の通
所リハビリテーションを行っていたが、当日の利用者の心身
状況から、五時間の通所リハビリテーションを行った場合は、
六時間以上八時間未満の通所リハビリテーションの単位数を算
定できることとする。
④ 利用者に対して、一日に複数の指定通所リハビリテーショ
ンを行う事業所にあつては、それぞれの指定通所リハビリテーシ
ョンごとに通所リハビリテーション費を算定するものとする(例
えば、午前と午後後に指定通所リハビリテーションを行う場合に
あつては、午前と午後それぞれについて通所リハビリテーショ
ン費を算定する)。ただし、一時間以上二時間未満の通所リハ
ビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所
リハビリテーション費用は算定できない。
⑤ 災害時等の取扱い
通所介護と同様であるので、7(5)を参照されたい。

(3) 一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションにおける理学
療法士、作業療法士、又は言語聴覚士(以下8において「理学療
法士等」という。)を専従かつ常勤で二名以上配置している事業
所の加算の取扱いについて

注2における「専従」とは、当該通所リハビリテーション事業
所において行うリハビリテーションについて、当該リハビリテ
ーションを実施する時間に専らその職務に従事していることと足
りものとする。

- ④ 六時間以上八時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続
して延長サービスを行った場合の加算(延長加算)の取扱い
① 当該加算は、所要時間六時間以上八時間未満の通所リハビリ
テーションの前後に連続して通所リハビリテーションを行う場
合について、二時間を限度として算定されるものである。
例えば、八時間の通所リハビリテーションの後に連続して二
時間の延長サービスを行った場合や、八時間の通所リハビリテ
ーションの前に連続して一時間、後に連続して一時間、合計二
時間の延長サービスを行った場合には、二時間分の延長サービ
スとして百単位を算定する。

② 当該加算は通所リハビリテーションと延長サービスを算定し
た時間が八時間以上の部分について算定されるものであるため、
例えば、七時間の通所リハビリテーションの後に連続して二時
間の延長サービスを行った場合には、通所リハビリテーション
と延長サービスの通算時間は九時間であり、一時間分(=九時
間-八時間)の延長サービスとして五十単位を算定する。
③ 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うこと
が可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合
に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当
数の従業者を置いていることが必要である。

- ⑤ 注4の取扱い
訪問介護と同様であるので、2(5)を参照されたい。
- ⑥ 平均利用延人員数の取扱い

- ⑥ 注7の取扱い
訪問介護と同様であるので、2(5)を参照されたい。
- ⑦ 平均利用延人員数の取扱い

施設基準第五号に定める平均利用延人員数の取扱いについては、通所介護と同様であるので7(4)を参照されたい。なお、一時間以上二時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に四分の一を乗じて得た数を用いるものとする。

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第〇号イ(〇)に基づき、前年度の一月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、一時間以上二時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に四分の一を乗じて得た数とし、二時間以上三時間未満の報酬を算定している利用者及び三時間以上四時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、四時間以上六時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数を含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が二時間未満の利用者については、利用者数に四分の一を乗じて得た数とし、二時間以上四時間未満の利用者については、利用者数に二分の一を乗じて得た数とし、利用時間が四時間以上六時間未満の利用者については、利用者数に四分の三を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- ③ 前年度の実績が六月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね二十五%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当

- 71 -

-276-

(8) 事業所が介護老人保健施設である場合の取扱いについて

介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問して、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合には、医師は当該通所リハビリテーション計画を診療録に記入する必要がある。

なお、前記の場合、訪問する医師及び理学療法士、作業療法士の当該訪問の時間は、通所リハビリテーション及び介護老人保健施設の人員基準の算定に含めないこととする。

(9) 入浴介助加算の取扱い

通所介護と同様であるので、7(8)を参照されたい。

(10) リハビリテーションマネジメント加算の取扱い

① リハビリテーションマネジメント加算は、一月に八回以上通所している場合に、一月に一回算定するものとする。ただし、指定通所リハビリテーションの利用を開始した月にあって、個別リハビリテーション、短期集中リハビリテーション又は認知症短期集中リハビリテーションを行っている場合にあっては、八回を下回る場合であっても、算定できるものとする。

② リハビリテーションマネジメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

また、個別リハビリテーションは、原則として利用者全員に対して実施すべきものであることから、リハビリテーションマネジメントも原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。

③ リハビリテーションマネジメントについては、以下のイからホまでに掲げるとおり、実施すること。

該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の九十%に予定される一月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

④ 毎年度三月三十一日時点において、事業を実施している事業者であって、四月以降も引き続き事業を実施するもの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月(三月を除く。)の一月当たりの平均利用延人員数とする。

(7) 利用者の居宅を訪問する場合の取扱いについて

医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者の居宅を訪問して、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合には、医師は当該通所リハビリテーション計画を診療録に記入する必要がある。

なお、前記の場合、訪問する医師及び理学療法士等の当該訪問の時間は、通所リハビリテーション、病院、診療所及び介護老人保健施設の人員基準の算定に含めないこととする。

(8) 入浴介助加算について

通所介護と同様であるので、7(8)を参照されたい。

(9) リハビリテーションマネジメント加算について

① リハビリテーションマネジメント加算は、一月に四回以上通所している場合に、一月に一回算定するものとする。ただし、指定通所リハビリテーションの利用を開始した月にあって、個別リハビリテーション又は認知症短期集中リハビリテーションを行っている場合にあっては、四回を下回る場合であっても、算定できるものとする。

② リハビリテーションマネジメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

また、個別リハビリテーションは、原則として利用者全員に対して実施すべきものであることから、リハビリテーションマネジメントも原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。

③ リハビリテーションマネジメントについては、以下のイからホまでに掲げるとおり、実施すること。

- 72 -

- 260 -

こと。

なお、指定通所リハビリテーションの利用を終了する日の属する月にあつては、一月に八回以上通所していないためにリハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、本加算を算定することができることとする。

12 個別リハビリテーション実施加算の取扱い

指定通所リハビリテーションの利用を終了する日の属する月にあつては、一月に八回以上通所していないためにリハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、本加算を算定することができることとする。

また、以下の疾患を有する者であつて、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診察内容及び運動機能検査の結果を基に、リハビリテーションの提供に関わる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又は介護職員等が協働して作成する通所リハビリテーション実施計画において、一月に八回以下の通所であっても効果的なりハビリテーションの提供が可能であると判断された場合についても同様とする。

- a 高次脳機能障害（失語症を含む。）
- b 先天性又は進行性の神経・筋疾患（医科診療報酬点数表における難病患者リハビリテーション料に規定する疾患）

13 認知症短期集中リハビリテーション実施加算の取扱い

① 認知症短期集中リハビリテーションは、認知症利用者の生活機能の改善を目的として行うものであり、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを週二日実施することを標準とする。

② 当該リハビリテーション加算は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であつて生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、生活機能の改善を目的として、リハビリテーションマネジメントにおいて作成したリハビリテーション実施計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この項において「理学療法士等」という。）が記憶の訓練、日常

こと。

なお、指定通所リハビリテーションの利用を終了する日の属する月にあつては、一月に四回以上通所していないためにリハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、本加算を算定することができることとする。

11 個別リハビリテーション実施加算について

① 当該加算は、利用者に対して個別リハビリテーションを二十分以上実施した場合に算定する。

② 指定通所リハビリテーションの利用を終了する日の属する月にあつては、一月に四回以上通所していないためにリハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、本加算を算定することができることとする。

③ 以下の疾患を有する者であつて、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診察内容及び運動機能検査の結果を基に、リハビリテーションの提供に関わる理学療法士等、看護職員又は介護職員等が協働して作成する通所リハビリテーション実施計画において、一月に四回以下の通所であっても効果的なりハビリテーションの提供が可能であると判断された場合についても同様とする。

- a 高次脳機能障害（失語症を含む。）
- b 先天性又は進行性の神経・筋疾患（医科診療報酬点数表における難病患者リハビリテーション料に規定する疾患）

12 認知症短期集中リハビリテーション実施加算について

① 認知症短期集中リハビリテーションは、認知症利用者の生活機能の改善を目的として行うものであり、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを週二日実施することを標準とする。

② 当該リハビリテーション加算は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であつて生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、生活機能の改善を目的として、リハビリテーションマネジメントにおいて作成したリハビリテーション実施計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合に算定できるもの

生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合に算定できるものである。なお、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムは認知症に対して効果の期待できるものであること。

③ 当該リハビリテーションに関わる医師は精神科医師又は神経内科医師を除き、認知症に対するリハビリテーションに関する研修を修了していること。なお、認知症に対するリハビリテーションに関する研修は、認知症の概念、認知症の診断及び記憶の訓練、日常生活活動の訓練等の効果的なりハビリテーションのプログラム等から構成されており、認知症に対するリハビリテーションを実施するためにふさわしいと認められるものであること。

④ 当該リハビリテーションにあつては、一人の医師又は理学療法士等が一人の利用者に対して個別に行った場合のみ算定する。

⑤ 当該加算は、利用者に対して二十分以上当該リハビリテーションを実施した場合に算定するものであり、時間が二十分に満たない場合は、算定を行わないものとする。

⑥ 当該リハビリテーションの対象となる利用者はMMSE (Mini Mental State Examination) 又はHDS-R (改訂長谷川式簡易知能評価スケール) において概ね五点～二十五点に相当する者とする。

⑦ 当該リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、訓練評価、担当者等）は利用者毎に保管されること。

⑧ 注11の短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合であっても、別途当該リハビリテーションを実施した場合は当該リハビリテーション加算を算定することができる。

⑨ 当該リハビリテーション加算は、当該利用者が過去三月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できることとする。なお、指定通所リハビリテーションの利用を終了する日の属する月にあつては、一月に八回以上通所していないためにリハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、本加算を算定することができることとする。

14 若年性認知症利用者受入加算の取扱い

である。なお、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムは認知症に対して効果の期待できるものであること。

③ 当該リハビリテーションに関わる医師は精神科医師又は神経内科医師を除き、認知症に対するリハビリテーションに関する研修を修了していること。なお、認知症に対するリハビリテーションに関する研修は、認知症の概念、認知症の診断及び記憶の訓練、日常生活活動の訓練等の効果的なりハビリテーションのプログラム等から構成されており、認知症に対するリハビリテーションを実施するためにふさわしいと認められるものであること。

④ 当該リハビリテーションにあつては、一人の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が一人の利用者に対して個別に行った場合のみ算定する。

⑤ 当該加算は、利用者に対して二十分以上当該リハビリテーションを実施した場合に算定するものであり、時間が二十分に満たない場合は、算定を行わないものとする。

⑥ 当該リハビリテーションの対象となる利用者はMMSE (Mini Mental State Examination) 又はHDS-R (改訂長谷川式簡易知能評価スケール) において概ね五点～二十五点に相当する者とする。

⑦ 当該リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、訓練評価、担当者等）は利用者毎に保管されること。

⑧ 注8の短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合であっても、別途当該リハビリテーションを実施した場合は当該リハビリテーション加算を算定することができる。

⑨ 当該リハビリテーション加算は、当該利用者が過去三月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できることとする。なお、指定通所リハビリテーションの利用を終了する日の属する月にあつては、一月に四回以上通所していないためにリハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、本加算を算定することができることとする。

13 若年性認知症利用者受入加算について

若年性認知症利用者受入加算の取扱いは、通所介護と同様であるので、7(9)を参照されたい。
 栄養改善加算の取扱いは、通所介護と同様であるので7(10)を参照されたい。
 口腔機能向上加算の取扱いは、通所介護と同様であるので7(11)を参照されたい。

10 栄養改善加算について
 通所介護と同様であるので、7(9)を参照されたい。
 11 口腔機能向上加算について
 通所介護と同様であるので、7(10)を参照されたい。

12 重度療養管理加算について
 ① 重度療養管理加算は、要介護四又は要介護五に該当する者であつて別に厚生労働大臣の定める状態(○号告示)にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行う通所リハビリテーションを行った場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合には、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。
 ② 当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかにあつて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であることとする。
 ○号告示第○号の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは、当該月において一日当たり八回(夜間を含め約三時間に一回程度)以上実施している日が二十日を越える場合をいうものであること。
 ①号告示第○号の「呼吸器等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において一週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。
 ②号告示第○号の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。
 ③号告示第○号の「人工腎臓を実施しており、かつ、重症な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週二日以上実施しているものであり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。

A 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病
 B 常時低血圧(収縮期血圧が九十mmHg以下)
 C 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの
 D 出血性消化器病変を有するもの
 E 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの
 F うち血性心不全(NYHAⅢ度以上)のもの
 ④号告示第○号本の「重症な心機能障害、呼吸器障害等による慢性虚脱や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、持続的常時モニター測定を実施している状態」については、持続的収縮期血圧九十mmHg以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行つても動脈血酸素飽和度九十%以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニターングを行っていること。
 ⑤号告示第○号への「膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。
 ⑥号告示第○号の「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。
 ⑦号告示第○号の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第三度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。
 第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)
 第二度：皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)
 第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることがあれば、及んでいないこともある

17) 人員基準を満たさない状況で提供された通所リハビリテーション

指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員が配置されていない状況で行われた通所リハビリテーションについては、所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を算定するものとする（通所介護費等の算定方法第二号ロ）。ただし、都道府県は、従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止を指導するものとする。指導に従わずに事業を継続する事業所に対しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している

ケ ○号告示第○号りの「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。

17) 事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合の取扱い

通所介護と同様であるので、712を参照されたい。

18) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

通所介護と同様であるので712を参照されたい。

19) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

① 当該事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

② 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の配置数については、

イ 人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

ロ 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

③ 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をの

18) サービス提供体制強化加算の取扱い

① 3(6)④から⑥まで並びに418②及び③を参照のこと。

② 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとする。なお、一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員も含むものとする。

9 福祉用具貸与費

(1) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。

① 交通費の算出方法について

注1から注3までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

② 交通費の価格体系の設定等について

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

ぞき、指定の取消しを検討するものとする。

20) サービス提供体制強化加算について

① 3(6)④から⑥まで並びに418②及び③を参照のこと。

② 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士等、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとする。なお、一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員も含むものとする。

21) 介護職員処遇改善加算について

訪問介護と同様であるので、2の(ロ)を参照されたい。

9 福祉用具貸与費

(1) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。

① 交通費の算出方法について

注1から注3までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

② 交通費の価格体系の設定等について

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第二十三号告示第二十一号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第二十三号告示第二十一号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第二十三号告示第二十一号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i)～iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii) の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法
指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、

が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に〇号告示第二十一号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに〇号告示第二十一号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から〇号告示第二十一号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i)～iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii) の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法
指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、

「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を手入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

第三 居宅介護支援費に関する事項

1 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十四条第一項に規定する文書（給付管理票）を市町村（審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

2 月の途中で、事業者の変更がある場合
利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。）。

3 月の途中で要介護度に変更があった場合
要介護一又は要介護二と、要介護三から要介護五までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護一又は要介護二から、要介護三から要介護五までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。

4 月の途中で、他の市町村に転出する場合

「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を手入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

第三 居宅介護支援費に関する事項

1 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十四条第一項に規定する文書（給付管理票）を市町村（審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

2 月の途中で、事業者の変更がある場合
利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。）。

3 月の途中で要介護度に変更があった場合
要介護一又は要介護二と、要介護三から要介護五までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護一又は要介護二から、要介護三から要介護五までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。

4 月の途中で、他の市町村に転出する場合

利用者月の途中に他の市町村に転出する場合には、転出の前後
 のそれぞれの支給履歴額を、それぞれの市町村で別々に管理するこ
 とになることから、転入日の前日までの給付管理額と転入日以降の
 給付管理額を別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理
 額を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合は、それぞれ
 5 サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合
 サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を
 作成した月においても利用実績のない月については、給付管理額を
 作成できないため、居宅介護支援額は請求できない。
 6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合
 注2の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」につい
 ては、〇号告示第三十五号に規定することとしたところがあるが、
 より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。
 これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運送
 基準に定める規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、
 当該規定を遵守しない事業者に対しては、遵守するよう指導するこ
 と。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、
 指定の取消しを検討するものとする。
 (1) サービス計画の新規作成及びその変更に関する限り、次の
 場合に減算されるものであること。
 ① 当該事業者の介護支援専門員が、利用者との面談を訪問し、利
 用者及びその家族に面談していない場合には、当該居宅サービ
 ス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解
 消されるに至った月の前月まで減算する。
 ② 当該事業者の介護支援専門員が、サービス計画監事の監理
 等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）
 以下同様。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った
 月の前月まで減算する。
 ③ 当該事業者の介護支援専門員が、サービス計画の原簿の
 内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により
 利用者との同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び指定
 者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消され
 るに至った月の前月まで減算する。
 (2) 次に掲げる場合においては、当該事業者の介護支援専門員が、

- 1 サービス計画監事監事等を行っていないときには、当該月から監
 事等が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 ② 変更承認を授けられている利用者に関する介護支援区分の変更の認
 定を受けた場合
 ③ サービス計画の作成後、居宅サービス計画の新規作成の指
 令（以下「モニタリング」という。）に当たっては、次の場合に
 減算されるものであること。
 ① 当該事業者の介護支援専門員が一月に利用者の面談を訪問し、
 利用者に面談していない場合には、特段の事情のない限り、そ
 の月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 ② 当該事業者の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録し
 ていない状態が一月以上継続する場合には、特段の事情のない
 限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで
 減算する。

7 基本単位の取扱いは、居宅介護支援費（I）、居宅介護支援費（II）、居宅
 介護支援費（III）を区分するための取扱件数の算定方法は、当該
 介護支援費事業所全体の利用者（月末に給付管理を行って
 いる者を含む。）の総数に指定介護予防支援事業員から委託を受
 けた指定介護予防支援に係る利用者（指定居宅介護支援事業員等
 十三条第二十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当す
 る地域に住所を有する利用者を除く。）の数に二分の一を乗じた
 数を加えた数を当該事業所の指定介護支援費（I）の数に二分の一を乗じた
 数と見做すものとする。
 (2) 居宅介護支援費の算定
 ① 居宅介護支援費（I）、（II）又は（III）の利用者月の数に
 乗じて算定する。但し、利用者の契約日が古いものから順に、一件目か
 ら三十九件目（常勤介護員が居宅介護支援費の介護支援専門員が
 いる場合は、四十人以上の数を乗じた数から一を減じた数）
 の順序にかかわらず、四十人以上の数を乗じた数から一を減じた数
 減算する。この順序については居宅介護支援費（I）を算定し、四十件目（常
 勤介護員が居宅介護支援費の介護支援専門員がいない場合は、四十
 件目から一を減じた数から一を減じた数）を算定し、四十件目（常
 勤介護員が居宅介護支援費の介護支援専門員がいない場合は、四十
 件目から一を減じた数から一を減じた数）を算定する。

利用者月の途中に他の市町村に転出する場合には、転出の前後
 のそれぞれの支給履歴額を、それぞれの市町村で別々に管理するこ
 とになることから、転入日の前日までの給付管理額と転入日以降の
 給付管理額を別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理
 額を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合は、それぞれ
 5 サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合
 サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を
 作成した月においても利用実績のない月については、給付管理額を
 作成できないため、居宅介護支援額は請求できない。
 6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合
 注2の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」につい
 ては、〇号告示第三十五号に規定することとしたところがあるが、
 より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。
 これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運送
 基準に定める規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、
 当該規定を遵守しない事業者に対しては、遵守するよう指導するこ
 と。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、
 指定の取消しを検討するものとする。
 (1) サービス計画の新規作成及びその変更に関する限り、次の
 場合に減算されるものであること。
 ① 当該事業者の介護支援専門員が、利用者との面談を訪問し、利
 用者及びその家族に面談していない場合には、当該居宅サービ
 ス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解
 消されるに至った月の前月まで減算する。
 ② 当該事業者の介護支援専門員が、サービス計画監事の監理
 等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）
 以下同様。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った
 月の前月まで減算する。
 ③ 当該事業者の介護支援専門員が、サービス計画の原簿の
 内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により
 利用者との同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び指定
 者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消され
 るに至った月の前月まで減算する。
 (2) 次に掲げる場合においては、当該事業者の介護支援専門員が、

- 1 サービス計画監事監事等を行っていないときには、当該月から監
 事等が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 ② 変更承認を授けられている利用者に関する介護支援区分の変更の認
 定を受けた場合
 ③ サービス計画の作成後、居宅サービス計画の新規作成の指
 令（以下「モニタリング」という。）に当たっては、次の場合に
 減算されるものであること。
 ① 当該事業者の介護支援専門員が一月に利用者の面談を訪問し、
 利用者に面談していない場合には、特段の事情のない限り、そ
 の月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 ② 当該事業者の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録し
 ていない状態が一月以上継続する場合には、特段の事情のない
 限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで
 減算する。

7 基本単位の取扱いは、居宅介護支援費（I）、居宅介護支援費（II）、居宅
 介護支援費（III）を区分するための取扱件数の算定方法は、当該
 介護支援費事業所全体の利用者（月末に給付管理を行って
 いる者を含む。）の総数に指定介護予防支援事業員から委託を受
 けた指定介護予防支援に係る利用者（指定居宅介護支援事業員等
 十三条第二十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当す
 る地域に住所を有する利用者を除く。）の数に二分の一を乗じた
 数を加えた数を当該事業所の指定介護支援費（I）の数に二分の一を乗じた
 数と見做すものとする。
 (2) 居宅介護支援費の算定
 ① 居宅介護支援費（I）、（II）又は（III）の利用者月の数に
 乗じて算定する。但し、利用者の契約日が古いものから順に、一件目か
 ら三十九件目（常勤介護員が居宅介護支援費の介護支援専門員が
 いる場合は、四十人以上の数を乗じた数から一を減じた数）
 の順序にかかわらず、四十人以上の数を乗じた数から一を減じた数
 減算する。この順序については居宅介護支援費（I）を算定し、四十件目（常
 勤介護員が居宅介護支援費の介護支援専門員がいない場合は、四十
 件目から一を減じた数から一を減じた数）を算定し、四十件目（常
 勤介護員が居宅介護支援費の介護支援専門員がいない場合は、四十
 件目から一を減じた数から一を減じた数）を算定する。

は、四十にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定すること。

8 注4について

実利用者数はとは前年度(三月を除く。)の一月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の三月における一月当たりの実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

9 初回加算

初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が二区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

10 特定事業所集中減算の取扱いについて

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度二回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(三月一日から八月末日)の場合は、減算適用期間を十月一日から三月三十一日までとする。
- ② 判定期間が後期(九月一日から二月末日)の場合は、減算適用期間を四月一日から九月三十日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という。)を位置付け

は、四十にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定すること。

8 注4について

実利用者数はとは前年度(三月を除く。)の一月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の三月における一月当たりの実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

9 初回加算について

初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が二区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

10 特定事業所集中減算について

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度二回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(三月一日から八月末日)の場合は、減算適用期間を十月一日から三月三十一日までとする。
- ② 判定期間が後期(九月一日から二月末日)の場合は、減算適用期間を四月一日から九月三十日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という。)を位置付け

た居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス、通所介護又は福祉用具貸与のいずれかについて九十%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、次の計算式により計算し、①、②又は③のいずれかの値が九十%を超えた場合に減算

- ① 訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷訪問介護を位置付けた計画数
- ② 通所介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷通所介護を位置付けた計画数
- ③ 福祉用具貸与に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷福祉用具貸与を位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については九月十五日までに、判定期間が後期の場合については三月十五日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果九十%を超えた場合については当該書類を都道府県知事に提出しなければならない。なお、九十%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において二年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が九十%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

(4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が九十%以上あった場合には、九十%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県知事に提出すること。なお、都道府県知事が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれ

た居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス、通所介護又は福祉用具貸与のいずれかについて九十%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、次の計算式により計算し、①、②又は③のいずれかの値が九十%を超えた場合に減算

- ① 訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷訪問介護を位置付けた計画数
- ② 通所介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷通所介護を位置付けた計画数
- ③ 福祉用具貸与に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷福祉用具貸与を位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については九月十五日までに、判定期間が後期の場合については三月十五日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果九十%を超えた場合については当該書類を都道府県知事に提出しなければならない。なお、九十%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において二年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が九十%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

(4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が九十%以上あった場合には、九十%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県知事に提出すること。なお、都道府県知事が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれ

は次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地裁的な事情等も向る警察の事情を総合的に勘察し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事において適正に判断された。

① 居住介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスエリアごとでみた場合に五事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

(例) 訪問介護事業所として四事業所、通所介護事業所として十事業所が所在する地域の場合

紹介介護最高入である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介介護高入である通所介護事業者に特別地域域内介護支援加算を受けようとする事業者である場合

② 判定期間の一月当たりの平均居宅サービス計画件数が二十件以下であるなど事業所が小規模である場合

③ 判定期間の一月当たりの平均居宅サービス計画件数が二十件などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

④ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘察した場合

⑤ その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

11 特定事業所加算の取扱について

(1) 趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

(2) 基本的取扱方針

この特定事業所加算制度の対象となる事業所については、公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること

・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配属され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居住介護支援事業所であること

・ 介護かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配属され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居住介護支援事業所であること

が広範にわたるものである。

本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、中重度者や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られよう望まれている。

③ 厚生労働大臣の定める基準の具体的な運用方針

第二十五号告示第三十七号に規定する各要件の取扱については、次に定めることによること。

① (1)関係

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定期間内介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一地域内に他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

② (2)関係

常勤かつ専従の介護支援専門員三名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員三名の合計四名を常勤かつ専従で配属する必要があること。

③ (3)関係

「利用時に関する情報又はサービス提供に当たっている職員事項に係る旨録等」を目的とした「登録」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を定めること。

(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

(2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善

(3) 地域における事業者を活用できる社会資源の状況

(4) 保健医療及び福祉に関する諸制度

(5) ケアマネジメントに関する技術

(6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

(7) その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、二年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、概ね週一回以上であること。

④ (4)関係

二十四号関連通知可能な体制とは、常時、担当が排他職等により連絡を取りながら、必要に応じて相談に際しること

が可能な体制をとりてを叫ぶものであることであらう、当該事

は次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地裁的な事情等も向る警察の事情を総合的に勘察し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事において適正に判断された。

① 居住介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスエリアごとでみた場合に五事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

(例) 訪問介護事業所として四事業所、通所介護事業所として十事業所が所在する地域の場合

紹介介護最高入である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介介護高入である通所介護事業者に特別地域域内介護支援加算を受けようとする事業者である場合

② 判定期間の一月当たりの平均居宅サービス計画件数が二十件以下であるなど事業所が小規模である場合

③ 判定期間の一月当たりの平均居宅サービス計画件数が二十件などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

④ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘察した場合

⑤ その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

11 特定事業所加算について

(1) 趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

(2) 基本的取扱方針

この特定事業所加算制度の対象となる事業所については、公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること

・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配属され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居住介護支援事業所であること

・ 介護かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配属され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居住介護支援事業所であること

が広範にわたるものである。

本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、中重度者や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られよう望まれている。

③ 厚生労働大臣の定める基準の具体的な運用方針

第二十五号告示第三十七号に規定する各要件の取扱については、次に定めることによること。

① (1)関係

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定期間内介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一地域内に他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

② (2)関係

常勤かつ専従の介護支援専門員三名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員三名の合計四名を常勤かつ専従で配属する必要があること。

③ (3)関係

「利用時に関する情報又はサービス提供に当たっている職員事項に係る旨録等」を目的とした「登録」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を定めること。

(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

(2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善

(3) 地域における事業者を活用できる社会資源の状況

(4) 保健医療及び福祉に関する諸制度

(5) ケアマネジメントに関する技術

(6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

(7) その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、二年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、概ね週一回以上であること。

④ (4)関係

二十四号関連通知可能な体制とは、常時、担当が排他職等により連絡を取りながら、必要に応じて相談に際しること

が可能な体制をとりてを叫ぶものであることであらう、当該事

は次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地裁的な事情等も向る警察の事情を総合的に勘察し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事において適正に判断された。

① 居住介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスエリアごとでみた場合に五事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

(例) 訪問介護事業所として四事業所、通所介護事業所として十事業所が所在する地域の場合

紹介介護最高入である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介介護高入である通所介護事業者に特別地域域内介護支援加算を受けようとする事業者である場合

② 判定期間の一月当たりの平均居宅サービス計画件数が二十件以下であるなど事業所が小規模である場合

③ 判定期間の一月当たりの平均居宅サービス計画件数が二十件などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

④ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘察した場合

⑤ その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

11 特定事業所加算について

(1) 趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

(2) 基本的取扱方針

この特定事業所加算制度の対象となる事業所については、公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること

・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配属され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居住介護支援事業所であること

・ 介護かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配属され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居住介護支援事業所であること

が広範にわたるものである。

本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、中重度者や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られよう望まれている。

③ 厚生労働大臣の定める基準の具体的な運用方針

第二十五号告示第三十七号に規定する各要件の取扱については、次に定めることによること。

① (1)関係

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定期間内介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一地域内に他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

② (2)関係

常勤かつ専従の介護支援専門員三名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員三名の合計四名を常勤かつ専従で配属する必要があること。

③ (3)関係

「利用時に関する情報又はサービス提供に当たっている職員事項に係る旨録等」を目的とした「登録」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を定めること。

(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

(2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善

(3) 地域における事業者を活用できる社会資源の状況

(4) 保健医療及び福祉に関する諸制度

(5) ケアマネジメントに関する技術

(6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

(7) その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、二年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、概ね週一回以上であること。

④ (4)関係

二十四号関連通知可能な体制とは、常時、担当が排他職等により連絡を取りながら、必要に応じて相談に際しること

が可能な体制をとりてを叫ぶものであることであらう、当該事

業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

⑤ (5)関係

要介護三、要介護四又は要介護五の者の割合が五十%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。

なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。

また、(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(5)の五十%要件の枠外として取り扱うことが可能であること（すなわち、当該ケースについては、要介護三、要介護四又は要介護五の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能）。

⑥ (6)関係

「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも年度が始まる三月前までに次年度の計画を定めなければならない。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。

⑦ (7)関係

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。

⑧ (9)関係

特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保し

業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

⑤ (5)関係

要介護三、要介護四又は要介護五の者の割合が五十%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。

なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。

また、(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(5)の五十%要件の枠外として取り扱うことが可能であること（すなわち、当該ケースについては、要介護三、要介護四又は要介護五の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能）。

⑥ (6)関係

「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも年度が始まる三月前までに次年度の計画を定めなければならない。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。

⑦ (7)関係

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。

⑧ (9)関係

特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保し

た事業所である必要があること。

⑨ (10)関係

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員一名当たり四十名未満であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮しなければならないこと。

⑩ 特定事業所加算（Ⅱ）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員等については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、主任介護支援専門員等の「等」については、平成二十一年度中に主任介護支援専門員研修課程を受講し、かつ必ず修了する見込みがある者であることとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員二名とは別に、主任介護支援専門員等を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員等及び介護支援専門員二名の合計三名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

⑪ その他

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。

(4) 手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、二年間保存するとともに、都道府県知事等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

12 医療連携加算の取扱いについて

「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況をいう。当該加算については、利用者一人につき、一月に一回を限度として算定することとする。なお、利用者が入院してから遅くとも七日以内に情報提供した場合に算定

た事業所である必要があること。

⑨ (10)関係

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員一名当たり四十名未満であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮しなければならないこと。

⑩ 特定事業所加算（Ⅱ）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員等については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員二名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員二名の合計三名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

⑪ その他

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。

(4) 手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、二年間保存するとともに、都道府県知事等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

12 入院時情報連携加算について

(1) 総論

「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介

することとする。

13 退院・退所加算の取扱について

(1) 退院・退所加算(Ⅰ)
 病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所期間が三十日以下であった者が退院又は退所(地域密着型介護福祉施設サ－ビス又は介護福祉施設サ－ビスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)施設サ－ビスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスを利用する場において、当該利用者又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サ－ビス計画を作成し、居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。

(2) 退院・退所加算(Ⅱ)
 利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。なお、居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。なお、施設サ－ビスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスを利用する場において、当該利用者又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サ－ビス計画を作成し、居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。

(3) 退院・退所加算(Ⅰ)については、同一月に一回のみ算定することができる。

退院・退所加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、同一月に退院・退所した病院等又は施設が同一である場合には、併せて算定することはできない。なお、原則として、退院・退所に利用者に得た必要な情報を得ることが望ましいが、退院後七日以内に情報を得た場合には算定することとする。

14 認知症加算の取扱について

当該加算は、利用者から介護支援専門員に対し、車身で居住している旨の申立てがあった場合であって、介護支援専門員が利用者の同意を得て、当該利用者が住居票上でも単独世帯であることの確認を行っている場合に算定できるものとする。ただし、住居票による確認を行うことについて利用者の同意が得られなかった場合又は住居票において単独世帯ではなかった場合であっても、介護支援専門員において、居宅サ－ビス計画等に記載する。また、少なくとも月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者が車身で居住している旨を確認することとする。

13 退院・退所加算について

(1) 病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所をしていいた者が退院又は退所(地域密着型介護福祉施設サ－ビス又は介護福祉施設サ－ビスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスを利用する場において、当該利用者又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サ－ビス計画を作成し、居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。

(2) 退院・退所加算について、入院又は入所期間中三回(医師等からの要請により退院に向けた調整を行ったため面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サ－ビス計画を作成し、居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サ－ビス又は地域密着型サ－ビスの利用開始月に所定単位数を加算することができる。ただし、三回算定することができるのは、そのうち一回について、三回算定することができる。

14 認知症加算について

入において、「日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者」と定めるは、日常生活自立度によるランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者というものであること。

15 独居高齢者加算について
 当該加算は、利用者から介護支援専門員に対し、車身で居住している旨の申立てがあった場合であって、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が車身で居住していると認められる場合は、算定できるものとする。なお、介護支援専門員のアセスメントの結果については、居宅サ－ビス計画等に記載する。また、少なくとも月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者が車身で居住している旨を確認することとする。

門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できるものとする。なお、介護支援専門員のアセスメントの結果については、居宅サービス計画等に記載する。また、少なくとも月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。

16 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の取扱いについて

当該加算は、介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に、算定を行うものである。ただし、当該小規模多機能型居宅介護事業所について六月以内に当該加算を算定した利用者については、算定することができない。また、当該加算は、利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定することができるものとする。

認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。

16 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について

当該加算は、介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に、算定を行うものである。ただし、当該小規模多機能型居宅介護事業所について六月以内に当該加算を算定した利用者については、算定することができない。また、当該加算は、利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定することができるものとする。

17 複合型サービス事業所連携加算について

当該加算は、介護支援専門員が、複合型サービス事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の複合型サービスにおける居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に、算定を行うものである。ただし、当該複合型サービス事業所について六月以内に当該加算を算定した利用者については、算定することができない。また、当該加算は、利用者が複合型サービスの利用を開始した場合にのみ算定することができるものとする。

18 緊急時等居宅カンファレンス加算について

- (1) 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。
- (2) 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応すること。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果	対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3.できない」 -	ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3.できない」 -
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3.できない」 基本調査1-3 「3.できない」	イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3.できない」 基本調査1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」	ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (一) 医師の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1.調査対象者が医師を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか「2.できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4.全介助」以外	エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (一) 医師の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1.調査対象者が医師を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか「2.できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4.全介助」以外

